

平成27年12月第5回八街市議会定例会会議録（第2号）

.....

1. 開議 平成27年12月2日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 山田雅士
- 2番 小澤孝延
- 3番 角麻子
- 4番 鈴木広美
- 5番 服部雅恵
- 6番 小菅耕二
- 7番 小山栄治
- 8番 木村利晴
- 9番 桜田秀雄
- 10番 林修三
- 11番 山口孝弘
- 12番 小高良則
- 13番 湯浅祐徳
- 14番 川上雄次
- 15番 林政男
- 16番 新宅雅子
- 17番 京増藤江
- 18番 丸山わき子
- 19番 石井孝昭
- 20番 加藤弘

.....

1. 欠席議員は次のとおり

なし

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副	市長	榎本隆二
総務部	長	武井義行
市民部	長	石川良道
経済環境部	長	麻生和敏

建設部長	河野政弘
会計管理者	醍醐真人
財政課長	江澤利典
国保年金課長	石川孝夫
高齢者福祉課長	和田文夫
下水道課長	山本安夫
水道課長	金崎正人

・連絡員

秘書広報課長	鈴木正義
総務課長	山本雅章
社会福祉課長	佐瀬政夫
農政課長	水村幸男
道路河川課長	横山富夫

○教育委員会

・議案説明者

教育長	加曾利佳信
教育委員会教育次長	吉田一郎

・連絡員

庶務課長	勝又寿雄
------	------

○選挙管理委員会

・議案説明者

事務局長	山本雅章
------	------

○農業委員会

・議案説明者

事務局長	醍醐文一
------	------

○監査委員

・議案説明者

事務局長	川崎義之
------	------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長	藏村隆雄
副主幹	梅澤孝行

主		査	中 嶋 敏 江
主	査	補	須賀澤 勲
主	査	補	居 初 理英子

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第2号）

平成27年12月2日（水）午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（加藤 弘君）

ただいまの出席議員は20名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、来年1月開催予定の八街っ子夢議会の勉強のため、市内の小・中学生及び高校生が今日から3日間、議会を傍聴しますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問は議事運営の能率を図る上から、発言者は質問事項をなるべく簡明に示すとともに、答弁者は質問内容を的確に把握され、明確な答弁をされますよう、特にお願います。

なお、会議規則第57条及び議会運営等に関する申し合わせにより、お手元に配付の一般質問通告書のとおり、会派持ち時間制で行います。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴人は傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されています。なお、議長の指示に従わないときは、地方自治法第130条の規定により、退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

順次質問を許します。

最初に、やちまた21、林政男議員の個人質問を許します。

○林 政男君

それでは、私は通告に従いまして、3点にわたり質問をさせていただきます。

最初に、人口減少対策の観点から質問いたします。

今回、不育症について質問させていただきます。先般、市民の方から、林さん、不育という言葉を知っていますかというふうにお尋ねを受けました。残念ながら、全然その不育という言葉を感じ上げませんでしたので、大変肩身の狭い思いをいたしました。それから、この不育とは何ぞやということで調べ始めて、ぜひ八街市もその不育症に関する対策をしていたらなという観点で、今日の質問の機会を得ました。

不育症についてはいろいろな定義があるそうですけれども、この私の持っている記事によりますと、妊娠はするけれど、流産、死産や新生児死亡などを繰り返すため、結果的に子どもを持っていない場合、不育症といいます。習慣あるいは反復流産はほぼ同義語ですが、これらには妊娠22週以降の死産や生後1週間以内の新生児死亡は含まれません。不育症はより広い意味で用いられていますということだそうです。

なかなか不勉強でよくわからなかったのですけれども、いろいろな方に教えていただくうちに、不育症というのはこういうものかなというふうには、だんだん少しずつですけれどもわかるようになりました。

そこで、現在いろんな自治体が対策をとられているのですけれども、まだまだ不育症の観

点からいうと、全自治体が対応しているわけではございません。千葉県内でも、数市しか対応しておりませんが、これから徐々に対応していこうという自治体は多いと聞いております。

そこで、八街市の不育症の現況について、どのような把握をされているか、お聞きをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

妊娠しても、流産、死産、新生児死亡などを繰り返し、結果的に子どもを持つことができない場合を「不育症」といいます。一般的に、2回連続した流産・死産がある場合を「不育症」と診断されています。

千葉県統計年鑑によりますと、平成24年の八街市の死産胎数は9件、そのうち人工死産は6件、自然死産は3件でございます。これらの件数が不育症と断定できないことや、流産件数が統計上把握できないことから、八街市の不育症の現況はつかみにくい状況となっております。また、当市におきまして、不育症の相談も今のところありません。

今後、市民から相談があった際には、気持ちに寄り添って真摯に対応してまいります。

○林 政男君

真摯に対応していただくということでございますけれども、市となれば、対応する職員も何かの根拠がないとなかなか対応できないと思うんですけれども、その辺の条件整備をするお考えはありますか。

○市民部長（石川良道君）

うちの方で申し上げますと、健康管理課が窓口になりまして、妊娠から出産、その後の子育ての支援のところまで、特に妊娠後につきましては、届け出を受けて相談にあたる。あるいは母子健診といいますか健診の関係も事業として行っておりますので、そういう事業の取り組みの中で、そういうご相談があれば、その相談に応じていきたいというふうに考えております。

○林 政男君

②の、近年不育症対策に乗り出す自治体が増えているが、本市はどのようなスタンスに臨むのかということでございます。

私の把握している限りでは、お隣の酒々井町あるいは成田市、それから浦安市、そのほかにもこの不妊症対策に乗り出す自治体が非常に多いというふうに認識しておりますけれども、八街市は今後、この不妊症対策について、条例等を整備していくご予定が、市長ございますか。先ほど真摯に寄り添うということなんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

千葉県内では、浦安市、酒々井町及び成田市において、不育症治療を受けられる方の医療保険適用外の不育症に係る検査費及び治療費用の一部を助成する「不育症治療等費用助成事

業」を実施しております。

今後、八街市におきましては、不育症に関する相談等市民のニーズに基づきまして、必要性も含めて研究してまいりたいと考えております。

○林 政男君

そうですね。財政のこともありますから、軽々にやるとかやらないとかというのは言えないと思うんですけれども、でも、人口減対策の中では、この印旛郡市の中で、国勢調査の中で約5年で3千人近く人口が減少する中で、せっかく授かった命を大切にしていくということは大変大事なことがあると思うんです。そういう意味で、人口減少対策の本部長である副市長は、いかがお考えでしょうか。

○副市長（榎本隆二君）

人口減少対策ということでどうかというご質問でございますけれども、先ほど議員の方からお話ございました県内でも3団体、実施をしているということでございましたけれども、酒々井町の方では、平成24年度から実施ということで、実績としては1件。成田市、浦安市、こちらにつきましては、成田市が平成27年4月から、浦安市が平成27年10月からと聞いておりますが、該当の方は今のところはないというふうに伺っております。

また、不育症につきましては、先ほど市長の答弁の中にもございましたけれども、なかなかその現況がつかみづらいというような状況にございまして、また、市の相談等も今のところないような状況でございます。

ただ、人口減少対策というよりも、生まれてくる命を守るというのは、これは大切な重要な取り組みだというふうに考えておりますので、この辺は研究を、また今後さらに県内市町村の状況なども踏まえながら、研究はしてまいりたいというふうに考えております。

○林 政男君

ぜひ、八街市も母子に優しい市と言われるように、いろんな角度から研究していただいて、予算が付けられるものであれば付けていただくように、お願いしておきます。

次に、農業活性化についてお伺いします。

先ほどTPP交渉が妥結したと、これから各国がそれぞれ批准して、初めて発効していくわけですが、今回の日米あるいはこのTPP関係国の中で、日本は、かなりこの農業においてはしわ寄せが来ているのではないかというふうに言われております。また、国の方に言わせると、これからは攻めの農業をしてくださいと。自国の消費は限られているので、外国に輸出をして攻めの農業で行きたいと。しかしながら、実際問題として、畜産関係はかなりの打撃を受けるのではないかというふうに、想像しています。

本市関係でいえば、現在、落花生を盛んにPRしているわけですが、この条約が発効した時点で、10パーセントの関税が一気にゼロになります。そして、8年後には、六百十何円の関税がかかっていたものが、これもゼロになります。それと生落花生も入れる可能性があります。TPPと直接関係がないかもしれませんが、中国はTPPに参加していませんから、中国産の豆も来るのではないかというふうに認識しております。

そこで、八街市独自に、このT P Pにかかわらず農業の戦略を持たなければいけないというふうに思うんですけれども、この辺はいかが考えていらっしゃるか、まず最初にお伺いしたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

水田・畑作品目につきましては、関税撤廃が原則の中、米・麦ともに現行の国家貿易制度が概ね維持される反面、国家貿易のもとで、輸入業者と実需者が直接取引ができますS B S方式による国別枠の新設、加工品・調整品の関税削減、または撤廃となっております。また、関税割当が実施されます落花生につきましては、枠内の関税は即時撤廃、枠外は8年目までに関税撤廃となっております。

このことによりますと、農林水産省の見解を、本市の主要品目別に見ますと、ニンジンにつきましては、国内供給に占める輸入の割合は約1割であり、輸入先はT P Pに参加していない中国からが9割を占めていることから、影響は限定的としております。しかしながら、長期的には国産ニンジンの価格の下落も予想されております。

また、落花生につきましても、国産品と輸入品の品質格差が大きく、輸入量も関税割当量の4割以下であることから、T P Pによる影響は小さいとしております。

加工用トマトにつきましては、国産は、トマト加工メーカーとの契約栽培で行われておまして、メーカー側は国内契約数量を増やしたい意向が強い状況であることや、輸入量はT P P不参加国からが7割以上であることから、影響は限定的としております。

しかしながら、T P Pの大筋合意によりまして、生鮮のスイカ、トマト、キュウリ、カボチャ等は3パーセントの関税が撤廃されることとなり、農林水産省が影響は限定的としているものもあわせまして、輸入農産物の流通量が増加することにより、価格の下落が予想されるなど、影響は大きいものと考えておりますが、影響額につきましては、現段階で、国、千葉県も試算はしていないことから、本市への影響額につきましても確認できておりません。

10月6日に公表されました農林水産大臣談話では、T P Pの影響に対する農林漁業者をはじめ国民の皆様の懸念と不安を払拭するとともに、農林水産物の重要品目について、将来にわたって意欲ある農林漁業者の皆様が希望を持って経営に取り組めるよう、政府全体で責任を持って万全の国内対策を講じていくとされておりますので、今後行われます施策等について注視するとともに、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○林 政男君

そこで、2番目の本市独自の対策が求められるがいかがということですが、今、市長の話では注視をしているということですのでございます。八街市の大体農業生産年齢平均は68歳でしょうか、どのくらいの今、八街市の担い手というか、農業を支えている人口構成はどのように、農業委員会は把握されていますか。

○経済環境部長（麻生和敏君）

お答えいたします。

後継者数でございますが、男性が489人、女性が72人でございます。

○林 政男君

今、八街市の農業に従事されている方の平均年齢は何歳ですか。

日本全体で見ると、多分68歳を超えているんですね。でも、八街市は3歳ぐらいちょっと若いのですけれども、そうすると65歳ぐらいになるのですけれども、その辺はちょっとデータの的にはどうなっているのですか。難しい問題ですか。

○経済環境部長（麻生和敏君）

本市の年齢につきましては、ちょっと把握はしていませんが、国の方でも言っていますように65歳以上というふうな認識はしております。後継者につきましては、大体平均的には45歳から50歳までというのが多うございます。

○林 政男君

全体的な数字でいくと、多分68歳ぐらいなんですね。全体的には。そこで、八街市は少し若いのです、3歳ぐらい。全国平均から見ると。そうすると、今65歳ぐらいの方が大体中心に農業をやられているという計算になるんですね。だけど、これが4、5年すると、多分皆さん70歳以上になります。後継者を見ていますと、住野地区、四木地区、結構ゾーンで残っている地区もあるし、どんどん離農していくところもあるんですね。そうすると、農業委員会の数字でいうと、八街市の農地は3千500町歩ということですから、ところが、先ほど市長が答弁されたニンジンとかいろいろで、実質的にかき回している本当の畑というのは2千500町歩ぐらいじゃないと思うんですね。

それで、今どんどん離農もしているんですね。政府は中間管理機構をつくって、そこに土地を預けて、それを担い手に貸しなさいと言っているのですけれども、これがなかなかうまくいっていないと思うんですよ。八街市の場合は、このTPPも含めて、先ほど担い手にどんどんシフトしていくと思うのですけれども、大型の農家ね。順調に八街市の場合は進んで、やっぱり例外、八街だけうまくいっているというわけじゃなくて、全体的にうまくいっていないんですよ、この中間管理機構というのが。この辺はどのように農業委員会は把握していますか。

○農業委員会事務局長（醍醐文一君）

農業委員会が勘案しての中間管理機構というものについてどう捉えるかということと、現状についての私どもが今携わって確認していることは、現在、中間管理機構につきましては、既に農業委員会の承認を得るということも必要でございますが、2件案件をいただいています。また、農業委員会とすれば、遊休農地を現在利用状況調査を確認し、その中で意向調査を確認した段階で、中間管理機構をしたいという方につきましては、今後、中間管理機構へ届け出申請等をして、その後は中間管理機構がその農地が活用できるか状況等を判断して進めるということを伺っております。現在、それに向けての作業を進めているところで、農業委員会としては現在そういう状況でございます。

○林 政男君

農林水産省の2015年の農林業センサスの速報値によりますと、1年以上作付をしていない耕作放棄地は42.4万ヘクタール。2010年から見ると39.7パーセント増えているところですが。これは富山県の面積と同じだそうです。八街市も、自分の聞いているところだと、約250町歩の耕作地があり、今すぐ直ちに手を加えれば使える畑が約100ヘクタールあるというふうに聞いていますけれど、間違いないですか。

○経済環境部長（麻生和敏君）

畑につきましては、188ヘクタールございます。

○林 政男君

約200ヘクタールぐらいあるということですがけれども、この俗に言う遊休農地と耕作放棄地、農業委員会もいろいろ実態調査をされて、すぐ手が入れば農地として活用できるけれども、もう何年も遊ばして雑草化しちゃったところはなかなか難しいという。この188ヘクタールというのはどのような定義になるのでしょうか。すぐ使える、使えない、どのような定義になるのでしょうか。

○経済環境部長（麻生和敏君）

この188ヘクタールにつきましては、ちょっと手を入れれば耕作ができるというような状況の土地でございました。

○林 政男君

そうすると、この188ヘクタールを何とかすれば使えるということですよ。それで、ここにも書いてありますけれど、本市独自の対策が求められるがいかがかということですがけれども、この188ヘクタールをどのような方向で、今いろいろ施策を展開していると思うんですけども、その辺はこれから、このTPPを含めてどうやって、ここで食い止めるのか、さらに拡大してしまうのか、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○市長（北村新司君）

本市独自の対策はいかがかという内容だと思いますけれども、答弁いたします。

TPPの大筋合意を受けまして、政府におきまして、全閣僚が参加するTPP総合対策本部を設置しておりまして、11月25日に「総合的なTPP関連政策大綱」を決定したところであります。

特に農林水産物の重要品目につきましては、引き続き再生産可能となるよう、強い農林水産業を作り上げるため、万全の施策を講じることとしております。

本市、八街市は、農業が基幹産業であることから、TPPの影響による農産物の価格の下落が予想されるなど、農業経営に影響を及ぼすことは明らかでありまして、農産物価格安定対策事業の拡充とあわせて、再生産が可能となるように万全の対策を講じていただくよう、国に対して「総合的なTPP関連政策大綱」策定に係る意見を提出したところでございます。

なお、現時点で国の具体的な対策等が明らかになっておりませんが、輸入農産物と差別化を図るための、安全で品質のよい農産物の生産に向けまして、試験圃場の設置や園芸施設改修等に向けての助成を充実させるとともに、今後、JA関係者をはじめとする本市農業研究

会、指導農業士並びに農業士会、農家組合連合会、農業委員など、一堂に会した意見交換会などを開催して、広く意見を伺ってまいりたいと考えております。

○林 政男君

国も言っていますけれども、やっぱり攻めの農業も必要だと思うんですね。攻めの農業。やっぱり守りというよりも打って出る。それには、今、総合改良をおやりになるということですけども、どちらかという、八街市の農業はこれから1次産業から6次産業に展開していかないと後手に回っていくというふうに、私は認識しているんですけども、その辺、私の認識は間違っていますか。いかがでしょうか。

やっぱり、付加価値を付けていかないと、これからはだめだと思うんですよ。だから、今、落花生がキロ当たりかなり高価格で取り引きされています。しかし、農家側から言わせると、そのくらいしてもらわないとなかなか作る意欲ができません。ただ、業者側は非常に困ってらっしゃいますね。それを仕入れて、なかなか高く売れないという、そのままでは売れないから目方を減らして今は販売していますけれども。でも、農家に言わせると、そのくらいの所得が欲しいということで、多分、来年、落花生の作付は飛躍的に増えるのではないかと。その結果、安くなるかわかりませんが、農家としては、安定的に収入を得られるものを作りたいと。落花生がこれだけみんなに注目されるようになれば、もっと作りたいと。「おおまさり」は、日本だけじゃなくて海外でも、こんな大きなピーナツがあるのかということ、特にゆで落花生は非常に好評だそうです。

そこで、6次産業化にこれから八街市の農業も持っていけないと、農地が180ヘクタールでも余っているんですけども、意欲のある方は10町歩、20町歩、借りたいという人も結構いるんですよ。ところが、この180ヘクタールを細かく見ていくと、10アールとか20アールが多いのです。その辺これから市も、中間管理機構もありますけれども、そういう意味で農家を育てていくという、6次産業を育てていく。

丸抱えで全部やるということじゃなくて、そういう方向でやっていけなくちゃいけないと思うんですけども、市長は農業に造詣が深いですから、これから八街は6次産業化していかないといけないと思うんですけども、市長としては、この農業を今の1次産品だけのようなふうにお思いでしょうか。それとも、私が思っているような6次産業化していった方がいいというふうにお考えなんでしょうか。

○市長（北村新司君）

実は、林議員も多分ご存じだと思いますけれども、農業輸出額が世界で2番目に大きいのが、実はオランダなんですよ。オランダは世界の中でも国土が小さい国なんですけれども、農産物の輸出が世界第2位という実績がございます。しかしながら、日本の耕作面積は1戸当たり1.8ヘクタール、それに対してオランダは25ヘクタールという実情がございます。

そうした中で、今、180ヘクタール近くの耕作放棄地があるというようなご指摘がございましたけれども、この件につきましては、それぞれの権利に伴うことがございますので、今、国で、報道でございますけれども、TPPの大筋合意を受けまして、農地集約対策とい

うことで、農家が農地中間管理機構を通じまして、いわゆる農地バンクを通じて、10年以上貸し出せば、農家が支払う固定資産税を一定期間半減する。農地を借り、やる気のある農家に貸す、農地バンク制度をさらに充実したいということでありまして、まずこの農地バンクに貸す農地の固定資産税を半減するというような対策をするというような報道がございます。こうしたこともしっかりと、また情報を入れなきゃなりませんけれども、そうしたことも含めまして、八街市は、まだまだ落花生を中心にして、すばらしい農産物を生産している市町村の中でもトップクラスだというふうに自負しております。

実は、先般も、6次産業化とは言いませんけれども、八街市商工会議所さんが八街のショウガを使った「ジンジャーエール」等のボトル化に成功しまして、先般、千葉県副知事にもPRに行ったところがございますけれども、こうしたことも一定の成功例になるのではないかとこのように思っております。

しかしながら、まずは、今、八街市の一番の特産品でございます落花生を、さらに販売PRする。

そして、今収穫期でありますニンジンにつきましては、今これからいろんな意味で健康食品として売り出せるのではないかと考えています。特にベータカロテンが入ってまして、がんの免疫力が高まるという特質をニンジンは持っています。アメリカのがん協会でもニンジンを食べましょうというキャンペーンを張っているぐらいでございます。特に八街産のニンジンは品質もよく、日本の中でもトップクラスのニンジンだというふうに自負しておりますけれども、ある意味で健康も大事でございますので、そういう意味でのPRを兼ねてニンジンを食べましょうというようなことも、1つの戦略になるのかなというふうに思っております。

また、里芋も、全国の市町村単位で八街はトップクラスです。実はこの里芋もガラクタンという特別優秀な効果を持っております。ガラクタンというのは、脳の活性化を特に高めるといって効果を持っております。こうしたことも含めて、八街市の農産物をさらにPRすることも、1つのこれからの方策じゃないかと考えております。

このTPPに関わることで、先ほども申し上げましたけれど、いろんなご意見を聞きながら、しかしながら、まだ国の方の細かい施策につきましてのお示しがございませんので、それらを含めまして、先ほど私が申し上げました八街市独自のPRも含めて、しっかり総合的に八街市の農業がこれから生き残れる。逆に、さらに発展するようなことを考えていかなければならないというふうに考えております。

○林 政男君

ニンジンのベータカロテンを含めて、やっぱり健康というのは1つのキーワードですから、その辺を突破口に6次産業化に向けたらいいなというふうに考えております。

そこで、先ほどの188ヘクタールを解消する意味でも、これから生き残りの中で、八街市の生産年齢人口とかそういうのを考えると、やっぱり観光農業というのは、今市長がおっしゃられた施策のうちの1つの生き残り戦略じゃないかと私は認識している。というのは、

例えばサツマイモで、今年、私の近所に船橋とか市川の小学生が来て、体験農業ということでやっています。非常に好評です。ただ、天候にちょっと左右される面もありますけれども、非常に好評です。それから、後ほど聞きますけれども、ふるさと創生事業で行っている八街で落花生掘り体験とか、そういうのも非常に好評だというふうに聞いています。

そんな意味で、農業生き残り戦略として、観光農業振興が寄与するのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の農業振興策の1つといたしまして、観光農業協会主催によるさまざまなイベントを実施しております。

通年、6月にはブルーベリーの摘み取り体験、10月には落花生の掘り取り体験、11月には市外において収穫祭を実施しているほか、家族や個人で訪れた方々への掘り取り体験につきましては、年間を通じて個々に実施しております。

さらに、今年度は、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、いわゆる地方創生先行型を活用し、都市部等の住民と生産者との交流を図り、本市の特産でございます落花生及び新鮮野菜の掘り取り体験を通じまして、農業の魅力を紹介し、再び本市へ訪れていただけることを目的とした農業体験ツアーを実施しております。

事業概要を申し上げますと、午前と午後に農業体験を行い、昼食に関しても市内の飲食店にご協力をいただき、八街産新鮮野菜を使用したメニューを提供しております。

なお、農業体験ツアーは11月14日をもって全8回のツアーを終了したところであり、延べ336人の方々が八街市へ訪れていただきました。参加者から心温まるメールをいただいておりますので、ご紹介させていただきます。

11月14日、土曜日、東京都文京区での「農業収穫体験ツアー」の1号車に参加させていただきました者です。当日は、収穫農園の畑茂則ご家族様、落合久美子ご家族様はもとより、八街市観光農業協会、八街観光旅行株式会社の皆様には大変お世話になり、誠にありがとうございました。自宅で食べきれない収穫野菜をお分けしましたところ、うれしいメッセージをいただきましたのでご紹介です。孫7歳が遊びに来たとき、いただいたお野菜で料理を出したところ、翌日も来てくれて2日間連続の珍しい訪問を不思議に思ったところ、「昨日みたいなお野菜だと、僕もたくさん食べれるの」と、野菜が特別好きな子ではないのに、ご飯を食べたくて祖父母宅に来たのに驚きました。子どもでも味の違いを感じることができる野菜の力ってすごいわね。雨まじりの天候でありましたが、ご準備いただきました軍手、靴カバー、お持ち帰り袋等、細やかなお心遣いに感謝申し上げます。今回の体験で、八街市がより身近に感じられ、再度八街に訪れたい気持ちでいっぱいですが、近々は無理なので、都内で特産品を積極的に購入させていただきます。また、ツアー企画はあるのでしょうか。ぜひ、参加したいです。とのことでありました。

以上のことから、特産の落花生以外にも、多種多様な収穫体験を実施してまいりたいと考

えております。

ご質問の、「サツマイモ掘り等の体験」でございますが、この農業体験ツアーの中でも、観光農業協会及び指導農業士のご協力をいただき3回実施しておりますので、今後、サツマイモ掘り等の体験を含め、特産の落花生や新鮮野菜の収穫体験を通じた農業体験ツアーを継続して実施できるよう、さらに努力してまいりたいと考えております。

そして、先ほど孫が来てくれた祖父母宅の方が、「子どもでも味の違いを感じるができる野菜の力ってすごいわね」という言葉が、私は、今後の八街市のキーポイントになるのではないかと考えております。

○林 政男君

すばらしいメールが届きました。この観光農業をなお一層推進するには、やっぱり駐車場と手洗い場とトイレが必要なんですね。この辺を行政が、丸抱えとは言いませんけれども、少しでも手助けしてあげれば、ますます観光農業が盛んになり、耕作放棄地を減らすことに寄与できるのではないかと思います。

それで、従来からこの農業問題に取り組んできた農業委員会が、ここで大きく変わろうとしていますよね。この農業の問題、これを最後にお聞きします。

今度は、農業委員会が大改革で、市長が最終的には推薦するのですか、任命するようになると思うんですけども、今度、そういうふうに機構が変わると思うんですけども、どのように変わって、いつからそれが実施されるか、教えてください。

○農業委員会事務局長（醍醐文一君）

それでは、お答えします。

これにつきましては、農業委員会等法律が、今の現行法ができて60年来の大改革ということで、去る9月4日公布されて、来年の4月1日から施行されるものでございます。

先ほど議員の方からお話があったように、今回の改革の主旨としましては、まず農業委員さんが、今までは選挙による選出でありましたが、先ほども言われたように、市長の選任によって選ばれる。また、同時に機能を高めるために、推進員さんを別枠で設けるというものでございます。

そして、この施行は4月1日でございますが、ただ、この法律の経過措置の中で、現行の委員さんについては任期満了までを任期とするという、ですから、当市におきましては平成29年7月19日までが任期になります。その間まで、現行の農業委員さんがその間にいろいろ準備すべきことがございまして、その農業委員さんの上限並びに推進委員さんの上限を条例で定めて、これは大卒国の方から示されておりますので、その上限内の中において、市長を中心としまして三須会長並びに農業委員会のメンバーで、今後よりよい体制という、八街市に最もふさわしい体制はどのようなものかというところを踏まえて、農業委員さんにつきましては、認定農業者を半数以上入れるとか、女性委員を入れるとか、役職とか、そういった要件がございまして、そういったことを含めて、かつ推進員につきましては、各地区を現在の農業委員さんと同じような地区を担当する委員さんを、責任を持って委員さんを選

出し、速やかに農地関係の案件を適正に処理するようなものを構築して、よりよい農業委員会体制をしていくというのが目的でございます、主な概要につきましては雑駁ですが、以上でございます。

○林 政男君

今のお答えの中で、農業委員の数がかなり減ると思うんです、今度ね。その辺の、今、上限とかいろいろお話がありましたけれども、どの辺まで減るのですか。

○農業委員会事務局長（醍醐文一君）

減るということですが、現在、国の方から指針が出ておりますのは、現行の委員の半数程度が適当ではないのかというところは示されています。当市における農業委員の上限の数というのは19名でございます。19名以内で、当市における必要な委員さんは何人なのかというところを、これから現在の委員さんの任期が満了する前段の適当な時期に、議会に上限枠を上程させていただいて、ご意見を賜り、決定していくという流れでございます。

○林 政男君

農業委員は半減するということですよ、わかりやすく言うと。その中で、それを応援するというか支える推進員がつくということで、決めるのは、19人の上限が半分ぐらいの10人前後の農業委員が決定するようになるということで、大きく変わると思います。

先ほど言われたTPPとか、あるいは先ほど市長が言われた観光農業についてとか、そういうのも含めて、農業委員会には農政部会があるじゃないですか、農地部会もありますけれども、どんどん頑張っていたきたいんですけども、一応、それで答弁はいいです。時間がないので。

最後に、教育関係についてお伺いします。

かねてから、市長は議会答弁で、財政的なものを見ながら1年1校、それから増改築にあわせて、例えば朝陽小学校とかそういうところもやっていくというような答弁でございました。そうすると、八街市内、中学校が4校、それから小学校が分校を入れて9校、13校あるわけです。職員室、保健室、コンピュータールームとかそういうのはもう既にエアコンは設置済みですけども、一般教室、特別教室についてはまだ設置がなされていないと。朝陽小学校は5、6年生はエアコンが入りましたけれども、下級生にはエアコンがないというような状況になっておりますけれども、本市のエアコンの設置計画はどのようなものか、まずお聞きします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

普通教室への空調設備設置につきましては、平成21年度以降の増改築時において、交進小学校に4教室、笹引小学校に4教室、八街東小学校には6教室及び既設プレハブ校舎に2教室、昨年度におきましては、朝陽小学校の改築校舎に15教室、八街南中学校につきましては、既設プレハブ校舎に5教室設置しております。平成27年5月1日現在において、小・中学校の普通教室への空調設備の設置率は、約16パーセントとなっております。また、

市立幼稚園3園につきましても、平成26年度において全保育室及び遊戯室に設置いたしました。

近年の夏場の猛暑続きもあり、児童・生徒の学習環境の改善からも設置は必要であると考えております。しかしながら、空調設備の設置には、キュービクル設備の容量の見直しを含め、多額の費用を必要といたします。また、現在最優先で進めております避難所となります屋内運動場の非構造部材の耐震化事業もあり、財政状況を考えますと厳しい状況であります。

このような中ではありますが、空調設備の設置につきましては、設置方法や財源の確保等を十分検討し、順次計画的に実施する予定であります。

○林 政男君

順次計画しているということなんですけれども、1年1校ということ、そういう解釈でいいですか。

○教育次長（吉田一郎君）

今のご質問ですけれども、教育委員会におきましては、現在、屋内運動場の非構造部材の耐震化事業を継続して行っております。また、新たに今言われますエアコン設置事業、トイレ改修事業等が入ってきておりますので、これらを組み合わせて進めていくためには、やむを得ないというふうに思っておりますけれども、また、補助制度等に変更等がございますれば、それらもまた有効に活用できるよう、財政担当の方と協議はしていきたいと思っておりますけれども、現在のところはそのような状況でございます。

○林 政男君

質問の2番目で、設置概算額はいかがか、あるいは費用捻出はどのようにするのかとありますけれども、まず、今の時点で、これを全部一斉にやった場合に、どのくらいかかるということになりますか。

○財政課長（江澤利典君）

それでは、財政課の方でちょっとつかんでいる事業費の概算で説明をさせていただきます。

次の市長答弁でもあるのですけれども、概算費ということで、まず学校施設環境改善交付金、いわゆる国庫補助金というのがございまして、それで3分の1ということで聞いております。これを活用した場合、1つの小学校を例にとると、これは川上小学校とかいろいろございしますが、川上小学校を例にとると、現在15教室が未設置ということになっております。その中で、概算で設計・管理も含めて約5千万円強かかるような形になっております。

そうした中で、具体的に財源を計算すると、補助金、起債、振興資金、一般財源ということで4つの財源を活用して、現在のところその財源に充てていかなければいけないのかなというような状況です。一般財源については、補助金、起債、振興資金を入れますと、約300万円弱ぐらいでということになるのですが、この辺も、現在の未設置の数とか教室とかその辺もいろいろございしますので、また児童・生徒数の減とかいろいろございしますが、その辺を含めると、その財源的には事業費の捻出については、今後、その教室、幾つ設置するかということを検討して、それから事業費については概算で出していきたいなというふうに考

えております。

○林 政男君

非常に難しい問題ですけれども、私の考えているのは、もし設置をしていくのであれば、これは3年間程度で一気にやらなければ、最初の学校と最後の学校が10年近くも開いていくというような、そういう施策というのはとるべきではないと思っているんですね。3カ年ぐらいの集中して、債務負担をしても私はやるべきだと。もしやるのならですよ、設置するということに決めたら3年間ぐらいで集中的に、債務負担をしてもやるべきだと思うんですけれども、財政課長、その辺はもちますか。例えば3年間の集中的にやった場合、もちますか。債務負担して。

○財政課長（江澤利典君）

今、議員のおっしゃる3年間ということでございますけれども、ほかの大規模事業もいろいろ抱えております。そうした中で、教育委員会でいいますとエアコンということ、あとトイレの改修、耐震構造の改修ということになりますと、何年という形では、今のところ私の口からはなかなか言えませんが、なるべくこのエアコン設置については早い時期に取りかかれればいいのかなどというふうに考えているところでございます。

○林 政男君

そこで市長にお尋ねします。今から10年後にエアコンを設置しますよと言われても、どの学校になるかわかりませんが、大変きついと思うんですね。非構造物あるいは耐震についてはかなり国の補助金が入っていますよね。繰り入れもかなりあると思う。だけど、このエアコンについては、先ほどの話だと3分の1なんですけれども、あと、榎戸駅を決裁したように、これは市長決裁でもうやるしかないんじゃないですかね。もちろん、財政はありますけれども、これは子どもたちの将来を考えたら、3年程度でこのエアコン設置はすべきというふうに私は思うんですけれども、1年でやればいいですが、そういうふうにはいきませんから、3年計画ぐらいでやられたらいいのかなと。

やっぱり、八街市はお金が今のところあまり裕福ではありませんから、債務負担にならざるを得ないというふうに思うんですけれども、市長の、この件に関してはどのような認識、見識をお持ちでしょうか。

○市長（北村新司君）

先ほど教育長からも答弁がございましたけれども、近年の夏場の猛暑続きもありまして、私も児童・生徒の学習環境の改善は必要であるというふうに考えておりまして、この空調設備は大変必要性を十分認識しております。

そうした中で、現在最優先で進めております屋内運動場の耐震化事業等々のこともございます。財政状況も考慮しますと、大変厳しい状況でございますけれども、設置方法あるいは財源確保等を、今後十分検討いたしまして、どうした方法が一番子どもたちの学習環境の改善になるか、いろんなことを考えた中で、そのことも含めて総合的に判断して計画を立ててまいりたいというふうに思います。

○林 政男君

千葉市の市議会は、あるエアコン設置の要望書を不採択にしたという事例もございます。子どもの教育環境は何が一番いいかという、そういうのがあると思いますけれども、少なくとも今市長がおっしゃったように、近年の猛暑は学習意欲をそぐ、そのくらいの天候が続いております。もし、エアコン設置を進めていくのであれば、同じ小学校の義務教育の中で、同じ教育環境で勉強させてあげたいという思いです。

したがって、そんなに10年スパンで考えるものではない。集中的に取り組んでやっていくのがいいのではないかというふうに、私は思います。

以上をもちまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤 弘君）

以上でやちまた21、林政男議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前11時00分)

(再開 午前11時10分)

○議長（加藤 弘君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、やちまた21、小澤孝延議員の個人質問を許します。

○小澤孝延君

やちまた21に所属する小澤孝延でございます。

北村新司八街市長様をはじめとする八街市行政当局の皆様には、日頃から八街市政にご尽力いただいていることに敬意を表するとともに感謝申し上げます。

それでは、早速通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

八街市の人口は、平成16年をピークに年々減少傾向を示し、少子高齢化・人口減少社会の本格化に直面をしています。また、日本国内全般に、いわゆる「社会的・経済的な格差」が広がり、共働き世帯が増えた中、育児や介護といった家族間の営みと地域との関わりがうまく持ちにくくなってきています。

このような状況の中でも、地域コミュニティにおいては、地域活動の担い手が高齢化、また固定化し、その後を引き継ぐべき現役世代の仕事や子育てにかかる負担が増加傾向にあることから、地域活動に参加することへの負担感、多忙感、また個人生活を優先する意識の高まりと相まって、地域社会への「関わり」や「つながり」「連携」が希薄化しています。

そこで、質問事項1. 八街市における地域コミュニティ醸成の推進について、どのように具体的に進めていくかという課題意識の中で質問を取り上げてまいります。

要旨（1）八街市郷土愛を育む歴史教育に関連して伺います。

①八街市内小・中学校の生徒が、明治時代以降の八街の歩みを知ることは、郷土をつくった先人に感謝し、郷土をさらに発展させて次代に引き継ぐ役割を明確にすることであり、そ

の担い手としての理解を深めることでもあるため、重要なことであると思料いたします。と同時に、将来、高等教育を受けた後、八街を一時的に離れることになったとしてもUターンのきっかけや終のすみかとしての心のよりどころや誇りにつがるものと考えられます。ですので、とても大切な取り組みに存じます。

ついては、小・中学生向けの郷土歴史副教材を整備していくことは必要なことではないでしょうか。このような取り組みを八街市教育委員会がイニシアティブをとりつつ、市内の学校教職員のみならず、市内の郷土史研究団体や高齢者の力をかりて作成してはいかがでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

学習指導要領小学校社会科の3、4年生の目標に、「人々の生活の変化や地域の発展に尽くした先人の働きについて理解させること」が挙げられております。教育委員会では、郷土の先人の働きを理解し、郷土を愛する心を育むための教材として、社会科副読本「わたしたちの八街市」を作成し、小学校3年生のときに配布をし、学習しております。

この副読本は、市内の教職員が編集委員として、市内の文化・伝統芸能や先人の働きについて取材し、専門家から内容の確認をいただきながら作成しているところであり、記載内容の中立性・公平性及び正確性を保持するためには、現在の編集方法が最も適当と判断しております。

なお、地域の有識者や文化財保持団体の方々には、各学校ごとに、歴史に関する聞き取り学習や地域の伝統芸能の見学や体験的な学習の中で、ご協力をいただいております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。さきに示された八街市における人口ビジョンの中にも、高等学校卒業、さらには大学を卒業、妊娠、子育てをする世代が、八街市から転出をして、なかなか八街市の人口減を含めて歯どめが効かないという状況もあります。その地域を愛する心、郷土を愛する心というのは、小・中学校までの間にしっかりと育むべきものと思料いたしますので、今後も引き続き取り組みをしていただければと思います。

続いて、要旨の（2）番目になりますが、外国籍の市民に向けた生活環境の整備について伺います。

八街市内には、外国籍を有する市民も居住をしております。国籍は異なれども、同じ地域に住む市民同士の連帯を図り、特に学齢期の子どもへの教育をはじめとする権利保障について誠実に取り組むことは、日本人の子どもたちにとってもその効果は高く、ひいては市民全体の安全にもつながるものであると確信しております。

そこで、まず伺いたいのは、八街市内に居住する外国籍の市民、また、そのうち市内小・中学校に通う生徒数を把握しているかと存じますが、その数値を国別、または言語別等がわかればお示しく下さい。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

外国籍の住民につきましては、3カ月を超えて日本に滞在することを許可された中長期在留者で、八街市に住民登録をしている方について、その人数・国籍等を把握しているもので、3カ月以下の短期滞在者や在留許可を受けていない方につきましては、把握しておりません。

外国籍の市民の人数でございますけれども、平成25年3月末時点で1千487人、平成26年3月末時点で1千509人、平成27年9月末時点で1千625人となっております。

国籍は、48の国と地域に及びますが、多い順に申し上げますと、中国、フィリピン、ペルー、韓国、タイで、全体の68パーセントを占めております。

外国籍の児童・生徒数につきましては、平成27年10月末時点で、小学生が53人、中学生が27人となっております。国籍は、14の国と地域に及び、多い順にペルー、フィリピン、ブラジル、中国で、全体の73パーセントを占めております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。思っていたよりも相当数いらっしゃいますね。

近年の外国籍市民の推移と申しますか、傾向みたいなものというのは、何かおありでしょうか。

○市民部長（石川良道君）

申し訳ございませんが、ちょっと経年的なものはデータとして把握しておりません。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

そうしますと、続いての質問に移ります。

この外国籍の方は、平成27年9月現在では1千625人いらっしゃるということですし、市内小・中学校に通う生徒についても、小学校が53人、中学生が27人ということですが、この方たちを含めて、安心して住みやすい生活環境を整備していくために、例えばと申しますが、災害時に備えた各種案内資料等や小・中学校に通う子どもに関連する教育関係の情報資料・説明資料の整備、さらには、教育現場においては日常の家族向け連絡等を、必要に応じた外国の言葉ごとに整備しておくことは非常に大切なことであると思っております。

とはいえ、経費が多くかかることが見込まれることも事実でありますから、ついでには、同様の取り組みを先進的に行っている国内の市区町村の実態等を参考にして、市内に居住する外国籍の市民及び当該言語を理解する日本人家族、あるいは県内大学生や言語ボランティア、通訳ボランティアの活用など、多種多様な力をかりつつ作成していくという工夫をしながら、取り組まれてはいかがでしょうか。

まずは、国別に居住市民数の多いところから着手し、次第に言語数を増やしていくなどの工夫を重ねて、外国籍の市民による自主的な参加を求めていくことで、対応が進みやすくなるのではないかと料いたしますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

避難所における日本語が理解できない外国人につきましては、八街市避難所運営マニュアルでは、要配慮者と位置付けておりまして、要配慮者対策の対象としておりますが、実際に外国人が避難してきた場合に、具体的にどのように配慮し、どのように対応したらよいかといった、きめ細やかな取り決めにつきましては、現在のところしておりません。

また、外国人同士のコミュニティや、地域と外国人のコミュニティの形成がどのように関わっているかにつきましても、把握ができていない状況でございます。

小・中学校におきましては、転入、転出の受付時に日本語のできる知人が同席するため、スムーズに受付をすることができております。学校から配布された文書や、連絡事項については知人を介して伝えるようにしており、その中では、保健関係等の調査依頼文書につきましては、さまざまな言語に訳した文書を活用しております。

外国人が安心して暮らせる環境としましては、まずは情報発信基盤の整備、次に地域行事への参加しやすい環境を整えることにより、地区コミュニティの活性化につながるものと考えております。

そして、今後につきましても、外国人コミュニティ活動状況の把握、市と各地区コミュニティ、NPOボランティアなどと、どのような連携を図っていくことが効果的かを見極めながら、外国人コミュニティの形成の支援を含めて検討してまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

八街市においては、災害に強い土地柄と言われておりますし、今後、起こり得るであろう南海トラフを震源としたこの関東を含めた大きな震災、災害が起きるということも想定をされております。そうすると、ここ八街については、災害の本当に背骨的な、バックヤード的な、要は受け入れを積極的に行う地域となるでしょうから、そういったときに、災害弱者、先ほど要配慮者ということで答弁がありましたけれども、外国籍の方のみならず、障がいがある方、高齢の方を含めた市内の受け入れ体制、そういった配慮をまずは、この平時のときに準備をしておくということが求められるのではないかと思いますので、鋭意取り組みをいただければと思います。

ちなみにですが、八街市において、外国の方と異文化交流ができるようなイベントの企画等は検討されているのでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

今現在、具体的にはないような状況でございますが、中国の濰坊市とは、こういう文化交流等を行っておりますし、定期的な交流を図っているところでございます。

○小澤孝延君

これも埼玉県との取り組みではありますが、外国籍の方が参加できる冬の大運動会と今回は題しているそうですけれども、第8回目になる外国籍の方との交流をするようなイベントを取り入れている市区町村もあるようなので、ぜひぜひ、そういった取り組みを参考にしながら、要はお互いがわからないことには歩み寄りはないと思いますので、そういった交流もぜひ

ひ今後企画を進めていければと思います。

3番目の質問は、ハラールについてですが、「ハラール」とは、イスラム法において合法的なもの、特に食材のことをいいます。2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた外国からの観光客向けの対策などで、例えば飲食店や食料品店などで、その表示の必要性が取り上げられています。このことは単なる好き嫌いではなく、宗教上の価値観と密接に結び付くので非常に尊重すべきものであります。

これは、単にイスラム教徒を優遇し、その他の宗教をないがしろにするといった趣旨ではありません。日常生活上の安心に関わることでありますので、については、八街市内に居住する外国籍の市民及び日本人家族が安心して生活できるような明示、またはその尊重する取り組みを八街市民に啓発していくべきであると思料しています。

さきの質問と同様に、このことも市内飲食店に義務付けるという趣旨ではなく、市内に居住する外国籍の市民及び当該言語を理解する日本人家族の力をかりつつ、どのような表示等があれば安心な生活が営めるのかを、自主的な参加を求めながら、準備を作成していくという工夫をしながら、取り組まれてはいかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ご質問のありましたハラールにつきましては、近年マスコミ等にも取り上げられているなど、社会的な問題の1つと認識しております。しかしながら、宗教上の問題につきましては、公平・公正の配慮も必要であることから、今後、調査・研究に努めてまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

今後、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催においては、成田空港の近隣市町村等ありますので、多くの外国人の方がこの八街を通過、またはお越しになるということも想定をされます。あくまでも「するべきだ」ということではなく、そういった問い合わせ、投げかけがあったときに、行政として何かしらお答えができる体制を、ここもしっかりと整えておいていただければということと、あとは、近隣では、成田市であるとか浦安市が外国語表示も含めて先進的に取り組んでいる地域でもありますので、そういった市区町村を参考に、ぜひ八街市もこの2020年に乗り遅れることなく、ついて行きたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、質問事項の2番目、八街市における福祉の推進について、質問をさせていただきます。

要旨（1）平成24年10月1日から施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、通称障害者虐待防止法とありますが、における八街市障害者虐待防止センターの活動状況について伺います。

この障害者虐待防止法に定める市町村虐待防止センターは、虐待発見に基づく「通知」を

受け止め、その後、事実確認や必要な措置を行うこととされています。八街市内において、それぞれの対応の件数等の実態はどのようなものとなっていますか。もしも数値をおさえているようであればお示しをいただきたい。また、その上で、その実態について現時点でどのように評価をされているのかご説明をお願いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に伴い、本市では障がい福祉課内に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村虐待防止センター」の機能を持たせ、虐待の通報等に応じ、事実確認としての立入検査や、必要に応じて一時保護の措置など、県や相談支援事業所及び関係機関等との連携を図りながら対応しているところでございます。

法施行から、平成27年10月末現在までの通報等の状況につきましては、虐待を疑う事案も含め、平成26年度に2件、平成27年度に2件の計4件で事実確認をしたところ、そのうち2件に虐待が認められました。内容としては、障害者福祉施設従事者等による虐待で、心理的虐待が1件と身体的虐待が1件でありました。

しかしながら、虐待通報等につながらない、把握の困難な虐待もあると思われまます。障害のある方を取り巻くさまざまな関係者や地域の方々にご協力をいただき、ささいな気付きなどから虐待防止につなげ、障害者支援に努めてまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

平成26年度に2件、平成27年度に2件、障がいのある方を支援されている方からの虐待ということではありますが、県立の特別支援学校、八街は主に富里特別支援学校に通学されている方が多いかと思いますが、そのほかにも近隣の特別支援学校に通われている方がいらっしゃると思いますが、この特別支援学校等の中での虐待の事例と、もしも八街市だけで担いきれないような課題があるとすれば、それに対してどのような対応をとられるのか、その見込み等について、もしご意見があれば、ご説明を下さい。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

障害者虐待に係る通報等があった場合でございますけれども、千葉県が策定しております千葉県障害者虐待対応マニュアルに基づき、各通報事案ごとに対応方針の協議を行い、組織的に対応しております。

特別支援学校などの学校や保育所等または医療機関などでの虐待については、それぞれの長や管理者が、虐待に関する相談体制の整備や、虐待に対処する措置を講ずることとされております。

ご質問の事例等の場合は、学校と連携して事実確認等を行い、学校長に事案を引き継ぎ、学校等において、必要な対応をすることとなります。

このように本市だけでは担いきれない事案等については、学校に配属されている特別支援教育コーディネーターや医療機関のソーシャルワーカーなどの関係者と連携し、適正な対応により虐待防止につなげてまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。なかなか一支援機関、一個人では支えきることが難しいケースが多々あるかと思っておりますので、ぜひ、関係機関と連携のもと、虐待ゼロに向けて進めていただければと思います。

ちなみに、先ほどの平成26年、27年、うち2件ということではありましたが、年齢的なものとかというのはおわかりでしょうか。

○市民部長（石川良道君）

平成26年度の2件に関しましては、1件は、知的障害・精神障害のある女性の方で40代の方。それからもう1件は、知的障害のある女性の方で二十歳未満、19歳でございます。それから、平成27年度につきましては、知的障害・身体障害のある女性の方で二十歳の方。それからもう1つは、知的障害のある男性の方で15歳の方であります。

○小澤孝延君

先日、厚生労働省の取材の中で、全国の数字となりますが、虐待の障害児、過去4年間で1千200名、障害児の入所施設に保護されたという報道がされましたが、本市のこの虐待のケースで、障害児の入所施設等に保護されたケースがあったのでしょうか。

○市民部長（石川良道君）

先ほど申し上げた確認年度の2件、こちらにつきましては、先ほどの市長答弁にもございましたように、施設関係のところ、学校等ですね、こちらについては管理者が措置も含めて対応する義務があるというふうな中でございますので、その管理者を通した協議といたしますか、事実確認も含めた中での対応ということになっております。

ほかの事例につきましても、調査といいますか、現場に赴いて事実確認をするという形の中で、今後の対応方針については、協議していく中で対応しているというふうなことでございます。

○小澤孝延君

この虐待の問題については、まずは、前提として、人というのは誰もが虐待を起こし得る可能性がある、この言葉この行動が虐待につながるのではないかという、そういった意識を持つということが非常に重要なことだと思っております。現に、虐待を行っている、または受けている当事者の中には、虐待をしているとか、虐待を受けているといった認識を持っていないというケースが相当数あると言われております。

しかしながら、障がい者とか障がい児においては、なかなかその被害を声に出して訴えることが難しい方たちばかりですから、その声なき声に耳を傾け、さらなる取り組みをお願いできればと思っております。

続いて（2）番目、生活困窮者自立支援事業に基づく諸事業の進捗状況について、質問さ

せていただきます。

平成27年4月1日から施行された生活困窮者自立支援法に定める各事業のうち、任意事業を実施していないというのは、印旛圏内においても数少ない状況となっています。今後、就労準備支援事業であるとか、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業をどのように充実させていく予定があるのでしょうか。その見込み等についてご説明ください。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法は、福祉事務所設置自治体が事業主体として定められ、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方」を対象に、自立相談支援等を行うものであります。

事業内容は、「自立相談支援事業」と「住居確保給付金の支給」が必須事業と定められ、「就労準備支援事業」「一時生活支援事業」「家計相談支援事業」等が任意事業に位置付けられております。

任意事業につきましては、本年8月の県の調査におきまして、県内38の事業主体のうち50パーセント、19事業主体が実施しております。印旛圏域内では8つの事業主体のうち5つの事業主体、62.5パーセントが実施しております。このうち、日常生活や社会生活上の自立が不十分なため、既存の就業紹介や職業訓練、求職者支援制度などの対象となりにくい方に対して、就労に必要な基礎能力の形成や就労意欲の喚起を図ることを目的とした「就労準備支援事業」は、県内13事業主体、34.2パーセントの実施となっており、また、自らが家計の収支を把握し、収支バランスの均衡を図れるようになることを目指す等の支援を行う「家計相談支援事業」が12事業主体、31.5パーセントの実施となっております。

任意事業の実施につきましては、必須事業における相談内容、他市の実施状況や効果等を参考に、総合的に検討してまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

任意事業となると、地域の実情に応じて、市町村の判断で実施するということとなりますが、まだ動き出して1年たたない事業であります。市民が求める必要な事業については、近隣市町村の動向に倣うことなく、逆に先駆けての実施をお願いしたく思っております。

続いて、要旨の(3)番目、介護保険法に基づく介護予防事業の充実について伺います。

①八街市における介護予防事業、それは、一次予防事業と二次予防事業になりますが、介護予防事業への取り組みの現状と、今後の充実計画はどのようなものでありましょうか。また、65歳以上の元気な高齢者の生きがいがづくり支援の現状と今後の計画はどのようなものになりましょうか。それぞれご説明をお願いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

介護予防事業の一次予防事業につきましては、介護予防の考え方を普及啓発するための講演会や、自宅でも気軽に継続してできる運動を学んでいただく運動教室の開催、介護度重度化防止推進員を講師として派遣し、自主グループの活動支援などを実施しております。平成26年度は、運動教室を54回開催し、延べ1千413人が参加しました。

要支援・要介護状態になるおそれのある方を対象とした二次予防事業の平成26年度の実績は、運動教室を36回開催し、延べ584人が参加しました。

栄養・口腔教室は8回開催し、延べ180人が参加しました。

高齢者の生きがいづくりの支援としましては、社会教育の場を提供する高齢者学級、2年間で八街の歴史・自然・産業・文化や福祉・環境や金融経済等を学習する生きがい短期大学、高齢者の健康増進や教養の向上、レクリエーション、憩いの場として開設された老人福祉センターや南部老人憩いの家がございます。

今後も、講演会や運動教室等を通じまして、介護予防事業に取り組むとともに、高齢者が生きがいを持った生活が送れるよう、支援してまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

もう既に市内においてさまざまな取り組みがされているところではありますが、こういった一次予防事業、二次予防事業の講演会であるとかさまざまな教室、情報等については、どういった媒体を使って市民に周知をされているのでしょうか。

○高齢者福祉課長（和田文夫君）

お答えします。

一次予防事業は、市の広報紙やポスター・回覧等を利用し、二次予防事業は、個別通知により、各教室の開催について周知を図っておりますが、新規での教室利用者よりも繰り返し利用している高齢者が多いことなどから、必要な方全てに情報が行き届いているとまでは言いきれない状況であると考えております。

つきましては、平成28年4月からは、一般介護予防事業に移行するため、より一層の周知に努めていきたいと考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。まさに、その情報を発信してということではなく、本当に必要な方へその情報が届いているのかというあたりを改めて検証しながら、ぜひ、周知を図っていただければと思います。

続いて、②番目ですが、健康寿命の増進という意味においても、骨折予防であるとか膝・腰痛予防のための運動器疾患対策と、元気な高齢者が例えば介護予防ボランティアとして活躍できるようなステージづくりは、喫緊の課題であると思料いたします。現状と今後の具体的な計画については、どのようなものがあるのでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

骨折予防や膝痛、腰痛予防のための運動器疾患対策につきましては、介護予防事業の一次

予防事業及び二次予防事業におきまして、運動器の機能維持及び向上を目的に開催しております。また、継続して運動することの大切さを普及啓発する目的で、平成26年度に運動器症候群、いわゆるロコモティブシンドロームの予防をテーマにした講演会を開催しました。

高齢化の進展に伴い、介護を要する高齢者も増加しておりますが、一方、積極的に社会参加を望む元気な高齢者も増加しているというふうに認識しております。このような元気な高齢者から知識・経験・技術を提供していただき、地域住民がそれを学ぶことによりお互いが豊かで、生きがいを持った生活を送ることができると思われまます。

また、介護の担い手が不足している中、元気な高齢者が、支援を必要とする高齢者の見守り、安否確認、外出支援、家事支援を担っていただくことも、社会参加の1つであり、元気な高齢者の介護予防にもつながると考えております。

今後も、介護予防の普及啓発を図るとともに、元気な高齢者と支援を必要とする高齢者が、生きがいを持って生活できる支援をしてまいりたいと考えております

○小澤孝延君

ありがとうございます。この八街市における地域コミュニティの醸成の推進については、行政等が実施するさまざまな講座や取り組みに関する情報を、広報やちまた、ホームページ、さらには直接といったところで情報発信されていっています。

しかしながら、この媒体の作成であるとか掲載、発信というところにとどまることなく、先ほども申しましたが、本当に必要な方へ届いて、利用されているのかどうかというあたりを押さえるべきポイントであろうかなといたします。

その福祉の推進の介護予防についても、元気な方に対して、介護予防ということで情報発信というのはなかなか難しい面もあろうかと思いますが、この対症療法を、必要になったから受けるということではなく、まだまだ元気なうちに健康寿命増進のため、地域にある医療法人であるとか社会福祉法人、NPO法人、株式会社等の地域にある社会資源を有効活用できるよう、わかりやすい情報発信等も必要ではないのかなと思います。

以上をもちまして、私、小澤孝延の質問を終了といたします。北村市長はじめ行政当局の皆様のご真摯なご回答、心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

○議長（加藤 弘君）

以上で、やちまた21、小澤孝延議員の個人質問を終了します。

会議中ですが、昼食のため休憩します。午後は1時10分から再開します。

(休憩 午前11時52分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（加藤 弘君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、公明党、新宅雅子議員の個人質問を許します。

○新宅雅子君

公明党の新宅雅子でございます。

私は、予防医療について、そして2番目にトイレの改修についての2点お伺いいたします。まず最初に、高齢者肺炎球菌の接種についてご質問をいたします。

タレントが、皆さんよくご存じだと思いますが、CMで言っています。肺炎は日本人の死因の第3位であること、しかも亡くなる方の95パーセントは65歳以上、そして平成30年までに65歳以上の人、一人1回、定期接種の対象となること、対象者には補助があること等です。

ご質問いたします。まず、65歳以上の人で、平成27年10月、本年の10月までに肺炎で入院した人は、八街市では何人いらっしゃるでしょうか。ご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市国民健康保険被保険者につきましては、平成27年4月から9月までに、肺炎で入院した65歳以上の方の延べ人数は、4月に4人、5月に7人、6月に6人、7月に2人、8月に6人、9月4人、合計29人となっております。

○新宅雅子君

どうもありがとうございました。

肺炎で入院した場合に、これは医療の方からですが、平均で大体1週間ぐらい入院をするそうです。そして、その1週間の入院で、一人約50万円かかるということでした。今、ご答弁いただきましたが、4月から9月まで半年の間に29の方が入院をされました。9月までで29人ですから、10月にちょっと入って30人として考えますと、大体50万円の30人だと1千500万円になります。本人負担が3割とか2割、1割といろいろですが、その金額を引いた場合でも、どんなに少なくとも約1千万円というのは、国民健康保険の負担になっております。本市の国民健康保険、国保も2年連続で、皆さんよくご存じですが、今大変な状況になっております。

肺炎球菌ワクチンは平成26年、去年の10月1日から定期接種になりました。それに伴って、八街市の去年の10月から平成26年度いっぱい半年間で、接種率というのはどのくらいなのか、お伺いします。

○市民部長（石川良道君）

平成26年度の10月から定期接種化されたわけですが、成人用の肺炎球菌ワクチンにつきましては、4千145人が対象件数、このうち実施者が1千584人ですので、接種率が38.2パーセントでございます。

○新宅雅子君

すみません。部長、もう1点、印旛管内の接種率というのはおわかりになりますでしょうか。

○市民部長（石川良道君）

申し訳ございませんが、資料を持ち合わせておりません。

○新宅雅子君

それでは、八街市で38.2パーセント、県だと多分もう少し多かったかなと思いますが。

○市民部長（石川良道君）

ちょっと県内と私が勘違いをしまして、印旛管内で、全体で41.9パーセントの受診率になっております。失礼しました。

○新宅雅子君

失礼いたしました。その41.9パーセントというのが印旛管内のパーセンテージでございます。例えば4千115人、それを印旛管内なみの41.9パーセントの接種率にしますと、あと156人の人が八街市で接種すると、印旛管内並みの接種人数になります。一人接種するたびに、要するに50万円という入院の費用というのが少しでも減っていく。156人の人が接種した場合に、その人が全員が肺炎になるとは限りませんが、かなりの国保の負担が少なくなるのではないかと思います。

そういう意味で、コール・リコール、年度内で、少し手前に「もうお済みですか」というようなことを、どんな形でもいいですから、何かの形でお知らせをしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

高齢者肺炎球菌の予防接種についてでございますが、平成26年10月1日から予防接種法に基づき、市町村が実施する定期接種になりました。

定期接種は、市町村長が行うこととされており、A類疾病とB類疾病に分類されております。A類疾病の対象者は、予防接種を受けるよう努めなければならないこととされており、B類疾病の対象者は、努力義務が課されておられません。

高齢者肺炎球菌は、B類疾病に分類されており、接種を受ける法律上の義務はなく、かつ自らの意志で接種を希望する者のみに接種を行うものでございます。

また、高齢者肺炎球菌の接種対象者は、65歳の者及び60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者となっております。

また、平成30年度までの特例措置があり、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳または100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者も対象者となっております。

ただし、対象者の中でも、平成26年10月1日より前に1回以上接種した者は、当該予防接種を定期接種として受けることはできないことになっております。そのために、定期接種が開始される前に、任意で接種された方を把握することが困難なことや、予防接種法の位置付けから個別に再勧奨の通知をすることは難しいと考えておりますので、広報紙やメール等で、対象者に幅広く周知できるように努めてまいります。

○新宅雅子君

答弁ありがとうございました。

今の問題なんですが、私は今の問題が一番、この肺炎球菌で亡くなったり、病院に入院したりするということが、多い原因だと思っています。

なぜかという、A類とB類に分かれまして、ご存じだと思いますけれども、A類というのは、絶対に予防接種をしなければいけない子ども、B類というのは、肺炎とかインフルエンザ、これはやってもやらなくても本人の自由でいいですよと。やりなさいというか、やってください、やった方がいいですよと、そういうことは言わなくていいという、そういう予防接種です。

だから、B類というのは、積極的に勧奨の義務ないということですが、では、勧奨というか周知。勧奨と周知は違いますから、周知の事務がないということではないと思います。周知は、積極的にしなければいけないのではないかと私は思っています。先ほど広報やちまたのお話も出ましたが、広報やちまたに、今年は何歳、何歳の方が予防接種を受けてください。これだけ市で助成します、個人負担はこれですよ、何月までにここで受けてください、そのためにこういう手続をしてくださいと、そういうことを広報やちまたできちんと出してくださいという事は、もうよくわかっています。

しかし、広報やちまたをどれだけの65歳以上の人が目を通していているかという問題になるかと思えます。私もそんなに広報やちまたを隅から隅まで見ているわけではありませんし、ああきいているなどと思って、わからなくなってしまうこともあります。

また、最近一般紙を購読していない高齢者の方も大変多いです。字はあるときとても大きくなりました。それは、私はもっともずっと前に、新聞の字ってこんなに大きくなったんだと思ってやりました。しかし、今はもう既にその字も小さくて、見えなくなってきているということがあります。ですから、新聞はもう見えないから要らない、ニュースだけでいいとか、テレビの。そういう方もたくさんいらっしゃいます。

そういう中で、本当に広報やちまたに載せていただくというのは、そのやっていただく気持ちというのはよくわかるし、大変ありがたいことだとは思いますが、それでも、65歳以上の高齢者の方には、なかなか広報やちまたに目を通して、適切な処理をして、次に進むということはだんだんと、65歳、70歳になつたりすると、ますます難しくなるのではないかと思います。

ですから、私は、コール・リコールというのは、もう一度52円のはがき1枚でいいですから、「もうお済みですか」「まだ終わっていないんじゃないですか」ということを出していきたいと思うんです。それは52円ですから、例えば1千人いても5万2千円です。それを最初に、全部に「今年あなたは肺炎球菌の順番ですよ」というお知らせをいただいています。そのときに、2回やってしまうことも危ない。1回やった人に、また言うのは大変それはいけないことだとおっしゃることもわかりますが、だったら、最初に1回、63歳ぐらいでやってしまった人に、もう一度65歳になって肺炎球菌の注射がありますよという

ときにだって、同じことだと思うんですね。63歳で打った人に、また65歳で連絡をするわけですから。

だから、65歳で、勧奨ではなくてきちんと周知をするという意味で52円。ただ52円、印刷もしなければいけません、はがき1枚出していただけたら、本当に広報やちまたよりも何倍かの効果があると思うんですが、いかがでしょうか。

○市民部長（石川良道君）

先ほど議員のお話にもございましたように、高齢者肺炎球菌ワクチンにつきましては、4月に対象者全員に通知を送付いたしております。また、10月から12月まで高齢者インフルエンザの接種が行われておりますので、あわせて接種する方も多くなるのではないかとこのように期待しておるところでございます。

市長答弁にもございましたように、平成26年10月1日より前に1回以上接種した者、こちらにつきましては、この予防接種を定期接種として受けることができないという、そういうことになっておりました、定期接種が開始される前に任意で接種した方、これを把握するということが困難だというふうな状況があるということと、先ほど議員のご指摘がありましたように、予防接種法上の位置付けがB類疾病であるというふうなことから、法律上の義務はなくて、自らの意思で接種を希望する者のみに接種をするというふうなことになっておりますので、個別の再通知は行わないで、広報やメール等による周知を行っていききたいというふうな考えております。

○新宅雅子君

今ご答弁にありましたが、私は、そういう高齢者の方、ちょっと次に進めない方にもう少し寄り添って、「まだ受けていませんよ」「受けませんか」「いかがですか」、それだけ。言葉でなくてもいいですから、はがき1枚出していただけたらいいなと思います。それはご答弁いただきましたが、何とか、積極的な勧奨はしなくても、きちんと寄り添って周知をしていただきたいと、そういうふうに要望をいたします。これで肺炎球菌は終わります。

次に、ロタウイルスの質問をさせていただきます。

ロタウイルスというのは乳幼児の重症胃腸炎。ロタウイルスにかかると、子どもが嘔吐、下痢、発熱というようなことがあります。国内での報告は、死亡が10人弱の方が毎年ロタウイルスで亡くなっているという報告があるそうです。また、6歳未満の子どものうち、約80万人が外来で受診をし、そして5万人程度、10万人から5万人といろいろありますが、そのくらいの方が入院をしているようです。患者は、2歳未満が約70パーセントです。

もう本当に25年以上、もっともつ前になりますが、また私事になりますが、長男が多分ロタウイルスだと思います。1歳半のときにかかりまして下痢と嘔吐でした。とても1歳半でも体格のいい子だったので、私もついついそのままにしておいたのですが、とうとう歩けなくなりまして、1歳半でもはいはいをするようになりました。それで、私はこれは危ないなと思って、夜でしたが病院に救急で連れていきました。そうしたら、点滴を打ってよくなりました。けれども、ロタウイルスというのは、特別な何かの治療法があるのではなくて、

脱水症になってしまうので水分補給をするだけのようです、今は。しかし、生まれてすぐぐらいのときに、ロタウイルスのワクチン注射をすると、ロタウイルスに感染はするけれども、重症化はしないということになっています。

例えばロタウイルスで入院をした場合に、八街市の子どもの医療費はとても恵まれています。親はとても恵まれていて本当に助かっています。いろんな方が本当に感謝をしております、八街市に。しかし、治療に関する経済的な親の負担だけでなく、でも、医療費の経済的負担というのは市がしているわけですから。治療に関するその経済的な負担だけでなく、親は、保護者は入院なんかすると付き添いのために会社を休む。子どもは保育園を休むけれども、お母さんも会社を休む。それで欠勤のために労働収入というのが減ってきます。また、私のように夜間小児救急に飛び込んだり人もたくさんいるようです。そうすると、今度は夜間の小児救急医療への負担増などが考えられます。

したがって、ロタウイルスの処置を早くした方がいいと思いますので、市独自の若干の助成を望みます。その方が、子どもの医療費を市が負担する分というのも少なくなるはずで、す。ですから、市独自のロタウイルスの助成を私は望みますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ロタウイルス胃腸炎は、乳幼児の胃腸炎で最もひどくなる感染症で、5歳までにほとんどのお子さんが感染し、特に生後4カ月から2歳の乳幼児に初感染すると、重症化しやすく入院による治療が必要になります。

そのため、ロタウイルス感染症の発症、重症化及び集団感染の予防を図ることを目的として、ロタウイルス感染症ワクチンの接種を促進する必要性は十分に認識しております。

千葉県内でも、6市町が助成しており、国内の統計から、医療費抑制効果も大きいことから、今後、近隣市町の状況を把握しながら、ワクチン助成の必要性を前向きに検討してまいります。

○新宅雅子君

ありがとうございます。八街市も大変国民健康保険の状況が悪化しております。そういう中で、少しでも、費用をかけても効果が大きい、例えば肺炎球菌とか今のロタウイルスを考えていただけたら、本当にありがたいなと思います。

その次に、B型肝炎についてご質問をいたします。

B型肝炎ウイルスによる肝がんの死亡は年間約5千人、それから肝硬変による死亡者というのは1千人程度と推計されています。これは小さい子ではなくて大人のことですけれども、その大人が、大人になる前の子どものときからキャリアで持っているのではないかと、そういうお話です。

日本では、B型肝炎ウイルスの母子感染というのが早くからわかりまして、お母さんが妊娠するといろんな検査をやりまして、そしてあなたは肝炎のウイルスを持っていますよとなると、それが赤ちゃんにうつる前にそれを除去する、そういうことが今はすごくよくなって

います。ということで、お母さんから赤ちゃんへの垂直感染というのが、ほとんどなくなりました。母子感染というのはなくなりました。

ところが、赤ちゃんが生まれて、それでも肝炎になる方がいる。どうしてかなということ調べて研究された方がたくさんいらっしゃるんだと思います。そうしましたら、母子感染だけでなく、赤ちゃん、その子どもを取りまく周囲の人間から、お父さんや周囲の人の汗とか涙とか飛沫感染、くしゃみだとか、そういうところから、大きな感染があるということがわかりました。それは水平感染と呼んでいるようです。

人間からの水平感染が最も大きな力、感染力を持っているということがわかりました。1歳未満の子どもが、感染してB型肝炎を持っているキャリアになりやすいので、早い段階でキャリアにならないように除去することが必要です。知らないで、子どもがB型肝炎をずっと持っていてキャリアになっていると、大きくなるとそれが出てきたりする。B型肝炎というのは本当に大変で、そのときに慌てないように、小さいうちから肝炎の予防をきちんとしていくことが大事です。1歳未満の子どもは、特にキャリアになりやすいので、きちんと肝炎ウイルスを撲滅する予防をしなければいけないと思います。

また、市独自でB型肝炎ウイルスの助成を望みますが、B型肝炎の方はいかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

B型肝炎ウイルスの感染者は、日本国内で約100万人と推定されています。感染後の経過はさまざまですが、3歳以下の子どもが感染すると、キャリアになりやすく、キャリアになると慢性肝炎になることがございます。

我が国のB型肝炎対策は、キャリアの母親からの感染予防であり、母子感染防止策が行われているところでございます。

しかし、近年、父子感染や感染経路不明で乳幼児がB型肝炎ウイルスに感染する例が増えており、近い将来、定期接種となる見込みがあることから、今後、国の動向を踏まえつつ、市の財政状況や近隣市町の状況を見ながら、接種費助成を検討してまいります。

○新宅雅子君

ありがとうございました。とにかくB型肝炎もロタウイルスも肺炎球菌も大事なことです。先ほども話にありましたが、前の方の質問の中に健康寿命の延伸ということで、元気な高齢者、元気であるためにも、何もしないということがいいのではなくて、適切な取り組みをしなければいけないと思いますので、肺炎球菌の方もきちんと取り組んでいただけたらいいと思います。よろしく願いいたします。

次に、トイレの改修について伺います。

最初に学校トイレの改修です。学校の施設は、児童・生徒が1日の大半を過ごすところです。そういうところであるので、学習とか生活等に対しては適切な環境を保っていくということが重要です。しかし、学校トイレは、一昔前は3Kと言われていました。臭い、汚い、暗いでしたが、今はそれに5Kとあって、こわい、壊れている、2つプラスされて5Kにな

ったというところもあります。

住宅のトイレ環境が格段に向上し、商業施設や駅などの公共施設のトイレの改善も進んでいます。入りたくないトイレというのは、だんだん少なくなっています。しかし、小学校の入学までに、和式トイレで用を足したことの少ない子がとても多いと聞いております。学校の耐震工事も終わり、そして非構造部材の工事もやっていたりします。八街市では本当にあっちもこっちも、先ほどの話ではありませんが、エアコンも希望しております。

そういう中で、本当に各学校のトイレ改修というのは計画的にできるのかどうか、改修計画はあるのかどうか、お聞きいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

学校のトイレ改修につきましては、平成26年度に実住小学校と朝陽小学校において、国庫補助金である学校施設環境改善交付金事業を活用し、整備したところであります。

整備状況を洋式化率で申し上げますと、平成27年3月末現在において、小学校では約47パーセント、中学校では約38パーセントとなっております。

また、学校や地域から改善要望も上がっているところでありますので、教育委員会といたしましても、今後、避難所である屋内運動場の非構造部材耐震改修工事や空調設備の設置工事等と同様に、優先順位を考慮しながら、計画的に整備してまいりたいと考えております。

○新宅雅子君

どうぞよろしくお願ひいたします。あと、実住小学校がとてもきれいになりました。この間見せていただきました。朝陽小学校も大変使いやすいトイレになっていると思います。

そこで、学校のトイレがきれいになったら、子どもがそれだけで一生懸命掃除をするか、そういうことではないと思いますね。例えば家を新築して、忙しい忙しいでそのままにしておくと、いつの間にか汚くなっていきます。それと同じように、新しいトイレ、新しい学校、新しいところでも、ちょっと手を抜くとだんだん、きれいのままそのままの維持というのは、なかなか難しいのではないかと思います。

改修されたトイレを大切にするとか、それから学校施設全般を大切に使う。そういう意識は必ずしもトイレがきれいになったというだけで醸成、かもし出されてくるものではないと私は思っています。それは、やっぱり教育ではないかと思います。トイレの掃除というのは、トイレの神様の、おばあちゃんにはトイレを掃除しなさいと言ってくれたかもしれませんが、私は子どもにトイレを掃除させたことは、はずかしながらありません。ですから、トイレを掃除したことの少ない子どもというのは、たくさんいるのではないかと推察します。

そういう中で、教育の中で、トイレを掃除するとか、学校のものを大切にしていこうというのは、教育の中でしていかなければ、できないのではないかと思います。その辺は教育の中でどういうふうに行われているのか、お聞きいたします。

○教育次長（吉田一郎君）

ご質問の件ですけれども、小学校の場合でございますと、トイレ清掃は高学年の児童が受

け持っております。通常の清掃指導は学級担任が、また衛生面の指導は養護教諭が行っております。

トイレ清掃は、黙って動くという黙動清掃を旨とし、また、トイレに、写真入りの清掃方法や、床面、便器、洗面等の役割分担等を示した掲示物を貼ったりしております。トイレクリーナー等も使用するため、ゴム手袋を使用しての清掃となっております。

以上です。

○新宅雅子君

ありがとうございました。子どももトイレを喜んで掃除するようになれば、本当にいいかなと思います。

あと、市庁舎を含めた公共施設のトイレの改修のことですが、私は擬音装置というのは、大変水道代の節約になっていくと思います。あれはいつもいつも流してばかりいると倍の水道代がかかるわけですから、擬音装置そのものも幾らかお金がかかりますが、擬音装置を設置していただけたらと思います。

また、手すり、いろんなどころで思うんですが、特に和式のトイレの手すりがあるのとないのとは、だんだん高齢者が多くなってくると、ないというのが大変になってきますので、どうかその辺のところは、和式のトイレにはできるだけ手すりを付けていただきたいと思います。これは要望です。いろんなどころを見ていると、ないところというのは本当にないわけで、手すりを付けていただけたらなと思います。

また、学校のトイレで、またちょっともとに戻ってしまうかもしれませんが、例えば骨折をしたお子さんとか、いつかは治るけれども、そのときはちょっと足が悪くて和式に座れないとか、そういうお子さんというのは、お手洗いは使うことができるのでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

全ての学校をちょっと把握しているわけではないのですが、多くの学校で、トイレに手すりのついた障がいがある場合にも利用できるトイレ、それが設置しておりますので、全ての階にそれが設置してあるかどうか今は把握しておらないのですが、そういうお子さんがいた場合には、利用できる施設は整えてあると存じております。

○新宅雅子君

ありがとうございました。

それと、あと学校とか公共施設の外、公園とかそういうところで、車椅子の利用者、また特に足とか膝に障がいのある方、そういう方が建物以外の公園とか外でトイレを使いたいときもあります。例えば中央公園とかそういうところでお手洗いというのは使えるのかどうか、お聞きします。

○建設部長（河野政弘君）

公園のトイレということでございますけれども、公園のトイレにつきましては、平成11年に開園いたしましたけやきの森の公園については多目的トイレが設置しております。た

だ、昭和55年に開園した八街中央公園、あるいは昭和57年の榎戸の第一及び第二児童公園については、多目的トイレは設置しておりません。

ただ、トイレの設置後かなりの年数が、30年以上たっておりますので、施設の老朽化ということも把握しております。今後、そういう改修の際にバリアフリーですとか、そういうことについて検討してまいりたいと思っております。

○新宅雅子君

ご答弁ありがとうございました。

お手洗いは、トイレは、外にいと大変難しい問題で、どこに行ったら一番いいのかなどいうのがあります。特に、障がいのある方とか、けがをしている方というのは、大変難しい問題があると思います。ですから、バリアフリーの街づくり、そういうことも含めてもう一度よく計画をしていただきまして、便利なトイレをつくっていただきたいと、そういうふうを考えます。どうぞよろしく願いいたします

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤 弘君）

以上で公明党、新宅雅子議員の個人質問を終了します。

次に、公明党、角麻子議員の個人質問を許します。

○角 麻子君

公明党の角麻子でございます。

通告に従いまして順次ご質問させていただきます。

日本人の平均寿命は男性80.2歳、女性が86.1歳と、男性・女性とも世界トップクラスとなっております。また、65歳以上の高齢者の総人口に占める割合、高齢化率は世界に類を見ない速さで増えており、2060年には39.9パーセントに達すると予想されています。

こうした高齢化に伴って、認知症や生活習慣病、関節疾患などのために介護が必要となる高齢者が増えており、高齢社会に対応するためには、単に長生きをするだけでなく、いかに健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を延ばすかが、大きな課題となっております。

そこで、今回は健康長寿についてご質問させていただきます。

要旨（1）がん検診について。

がんは、昭和56年より我が国の死因の第1位となり、年間死亡者数が35万人を超え、死亡原因の約3割を占めております。現在、国民二人に一人ががんにかかるといわれ、3人に一人ががんで亡くなっている現状です。がんは、早期発見・早期治療により、治癒する確率が高いことは誰もが承知しているところです。そして、早期発見・治療により、最終的には医療費の縮減にもつながるものと考えられます。

そこで伺います。①がん検診の受診率について伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市では、市民の方が病気を予防し、健康で長生きできるよう、疾病の早期発見・早期治療を目的に、各種がん検診を実施しております。

平成26年度の受診状況につきましては、胃がん検診の受診者は、3千390人で、受診率は16.1パーセント、大腸がん検診の受診者は、6千407人で、受診率は30.5パーセント、結核健康診断及び肺がん検診の受診者は、4千668人で、受診率は22.2パーセント、前立腺がん検診の受診者は、2千820人で、受診率は39.0パーセント、乳がん検診の受診者は、5千432人で、受診率は36.5パーセント、子宮頸がん検診の受診者は、1千521人で、受診率は18.8パーセントとなっております。

平成27年度につきましては、現在までに、胃がん、大腸がん、結核健康診断及び肺がん検診が終了しております。その受診状況といたしまして、胃がん検診の受診者は、3千540人で、受診率は16.8パーセント、大腸がん検診の受診者は、6千839人で、受診率は32.5パーセント、結核健康診断及び肺がん検診の受診者は、4千600人で、受診率は21.9パーセントとなっております。

○角 麻子君

がん対策の柱の1つであるがん検診について、2006年にがん対策基本法が制定されて以降、がんの予防対策が進められ、がん検診受診率の向上が図られてきました。特に2009年からは、女性特有のがん検診無料クーポンが配布され、受診率が向上しつつあります。その効果が認められ、2011年からは、大腸がんの無料クーポン配布事業が追加され、2012年6月に閣議決定されたがん対策推進基本計画では、早期発見・早期治療を目指し、がん検診受診率を5年以内に50パーセント、胃・肺・大腸がんは当面40パーセントを達成する目標が掲げられております。

お隣の山武市は、平成30年までの目標値を明確にし、各がんの検診受診者数の目標をホームページにて発表しております。本市は、国が掲げた50パーセントに対し、具体的な目標は立てているのでしょうか。

○市民部長（石川良道君）

計画にあたっての目標ということでございますけれども、数値目標については、現状の計画というか、健康増進計画的なものというのはございませんので、そういう目標自体は現状では設定しておりません。

○角 麻子君

ありがとうございます。がんによる死亡率の減少を図るためには、やはり受診率を向上させることが必要だと考えます。

では、次の質問に続けていきたいと思っております。②本市の、がん検診率向上への取り組みについてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

各種がん検診につきましては、より多くの方に受診していただけるように、公共機関や医療機関などにポスターを掲示したり、広報やちまたへの掲載、地区回覧、メール配信などを通じて、周知啓発に努めております。また、図書館や総合保健福祉センターに女性の健康コーナーを設けたり、さらに、各幼稚園、保育園の協力のもと、がん検診の受診申込を受け付けるなど、受診勧奨にも努めております。

さらに、乳がんや子宮頸がん検診では、小さいお子さんをお預かりする保育日を設けて、若いお母さんたちが、安心して検診を受けられるような体制をとっております。

なお、来年度は、検診会場の増設及び単発で実施していた肺がん検診及び結核健康診断を胃がん検診と大腸がん検診との同時検診により、さらなる受診率向上に努めてまいりたいと考えております。

○角 麻子君

健診会場増設と1つにまとめると、すごくいい考えというか、すごく期待できると思って、ちょっと今うれしいと思いました。

次に、さまざまな周知啓発を行っていて、大変努力をしていることがわかりましたけれども、しかし、まだまだやはり50パーセントにはほど遠いというか、低いなというふうに感じます。

未受診者に手紙や電話での再度受診勧奨する「コール・リコール」というのがありますが、この乳がんなどの受診率の高い国では、このコール・リコールを導入しているのが一般的だそうです。米国では80パーセント、ニュージーランドでは87パーセントという高い受診率を誇っております。このコール・リコールの成果だと思われまます。

大阪府で行われた調査によると、未受診の理由は、「忙しくて受診できなかった」が5割、「これから受診するつもりだった」というのが4割強だったそうです。コール・リコールで受診率が高まる可能性は高いと思いますが、本市では、このコール・リコールは、行っているのでしょうか。もし、行っていないならば今後検討をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市民部長（石川良道君）

がん検診におけるコール・リコールの実施についてということでございますが、現状では、実施できておりません。コール・リコールの実施ということであると、電話やはがきによるコール・リコールというふうなことになりますけれども、予算も必要になることとございますので、まずは、いろいろな機会を通して検診の大切さや必要性を訴えて、市民全体に広く周知、啓発してまいりたいと、そのように考えております。

○角 麻子君

ありがとうございます。では、いろいろと周知・啓発を工夫していただければなと思います。

それから、先ほど小さいお子さんを預かる保育日を設けているとおっしゃいましたが、私が調べるところ、乳がん検診の超音波（エコー）のときは、検診日が15日間で3日間、マ

ンモグラフィが18日間で3日、子宮頸がんは6日間で2日しか保育日がありませんでした。これは、ちょっと私を感じるにはもう少し保育日を増やしていただければなと思いますが、いかがでしょうか。

○市民部長（石川良道君）

今、議員の方からお話がありましたように、保育の必要な方につきましては、保健推進員のご協力をいただきながら、ご相談をいただいた方に対して可能な限り今は対応しているというのが、現状でございます。

さらに、保育日を増やしてもらえないかということでございますけれども、協力いただける、先ほどの保健推進員の方の体制、それから市民の方の申込状況、これらを把握しながら保育日の増設が必要かどうか、検討していきたい、検証していきたいというふうに考えております。

○角 麻子君

今先ほど申し込みの状況を見てからというような表現がありましたが、小さなお子さんがいるお母さんは、まず保育日があるのかどうかを確認して、じゃあ予約をしようという形になるので、それでは逆だと思えますね。しっかりと体制を組んで、大丈夫ですよということを訴えていただければと思えますけれども、いかがでしょうか。

○市民部長（石川良道君）

体制が先なのか、需要というか状況の把握が先なのかというのはありますけれども、まずはもう少し状況について把握するというのをきちんと、まずやっていきたいというふうに考えております。

○角 麻子君

ありがとうございます。じゃあ、よろしく願いいたします。職員の少ない中、大変だとは思いますが、1日でも多く保育日を増やしていただけるよう要望いたします。

受診率を向上させるには、全国的にも大変苦勞しております。今、全国の自治体で進められている「健康マイレージ制度」というものがあります。これは、高齢者をはじめ健康に無関心な人にも積極的に健康づくりを行ってもらうために、健康診断の受診やスポーツ教室への参加など、自治体が定めた健康づくりを行った住民に対して、うれしい特典があるというものです。

例えば、静岡県では地域の飲食店や商店と連携し、健康づくりを行った住民に対して「ふじのくに健康いきいきカード」を発行し、お店でカードを提示すれば、ドリンク無料や商品の割引サービスなどを受けられます。また、千葉県の市川市では、集めたポイントで健康グッズとの交換、さらに特賞として抽選で市川市の花火大会観覧席が10名にあたります。このように、特典を付けることによって、市民が健康意識を継続し楽しく健康づくりに取り組むようになることによって、受診率も向上しているようです。ぜひ、本市も将来的にこの「健康マイレージ制度」を導入していただけますよう要望をし、次の質問に移りたいと思います。

③がん教育という観点で、本市ではどのような取り組みをしているのか、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

がんの発生原因として、予防可能な生活習慣が大きく起因していることから、生活習慣病の予防や健康増進に関する正しい知識の普及を図ることを目的に、健康教育や健康相談を行っております。

昨年度は、大腸がんの専門医及び管理栄養士による生活習慣病予防講演会を開催いたしました。このように健康でいきいきと長生きできるよう、がん検診や健康診査、健康教育などを実施しておりますが、まずは、がん検診を受診することや、健康教育の各種事業に参加していただくことで、「自分の身体は自分で守る」ことができるようになっていただきたいと思いますと考えております。

○角 麻子君

健康教育を行っているとおっしゃいましたが、すみません、もうちょっと具体的に詳細を教えていただければと思います。

○市民部長（石川良道君）

今はがんのお話を中心になっていますけれども、がんも含めた生活習慣病予防の関係の教育についてですが、小学生においては、小児生活習慣病の健診、これは血液検査でございませけれども、そういうものを実施していると。それから、中学校の3年生で、がんに関するリーフレット、こういうものを配布しているということで、また中学校におきましては、生活習慣病に関する授業を、保健体育の授業の中で実施しているというふうに伺っております。

○角 麻子君

ちょっとまたダブってしまうかもしれませんが、日本人の二人に一人ががんになる時代なのに、大人も含めて正しい知識を知る機会がとても少ないのが現状だと思います。

がん対策推進基本計画にがん教育の推進というのが盛り込まれて、文部科学省は2014年度から、がんの教育総合支援事業を開始しております。がんの予防や治療に対する正しい知識を子どもたちに教える取り組みが全国で広がりつつあります。

がんに関する教育の拡充のため、今後、独自の教材や手引きの作成、医療専門家や闘病経験者を招いての授業、教職員への研修などを検討すべきだと思います。

本市では学校教育の中で「がん教育」というのは、実施されているのか。その具体的な内容を教えていただければと思います。

○教育次長（吉田一郎君）

それでは、生活習慣病予防対策といたしましては、小学校4年生のときに、全員が採血検査を受けております。また、その際に、気になる点があった場合には、5年生時でも希望すれば採血検査を受けられるようになっております。しかしながら、小学校では、がんや生活習慣病に関する授業は行っておりません。

中学生になりますと、公益財団法人がん研究振興財団から、がんの正しい知識とがん予防

の啓発を図る目的から、乳がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がんにかかる中学生向けのがん教育パンフレットが送られてきますので、それらを全員に配布しているところでございます。また、中学3年生になりますと、保健の授業におきまして、生活習慣病の予防やがんを防ぐための新12カ条等、がん教育は行われております。

以上です。

○角 麻子君

ありがとうございます。

「がん教育」により、健康や体調管理に関心を持つきっかけになり、子どもたちが大人に成長したときには、がん検診の受診率アップにもつながると期待できると思います。また、がん患者に対する正しい認識と命の大切さの理解にもなります。がん教育を今後もしっかりと取り組んでいただければと思います。

次の質問に移ります。

○議長（加藤 弘君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 2時10分)

(再開 午後 2時20分)

○議長（加藤 弘君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

吉田教育次長より、発言を求められておりますので、これを許します。

○教育次長（吉田一郎君）

先ほど、がん教育の中で、小学校の方でがんや生活習慣病に関する授業を実施していないとお答えしましたがけれども、小学校5、6年生の保健体育の授業で1時間程度、生活習慣病・成人病等について触れてはいるということでした。

失礼しました。

○角 麻子君

ありがとうございます。

では、次の要旨（2）健康増進に向けての取り組みについて質問いたします。

日本は、今超高齢社会への道を歩みつつあります。これからは、要介護者の増加や悪化を防ぐための介護予防の充実が必要となる時代になりました。要介護状態にならないためには、介護予防と関連して健康増進という観点からの取り組みも必要です。高齢者が日常的にスポーツに親しみ健康を維持増進することが、とりもなおさず健康長寿につながると思います。

そこで、質問です。①介護予防に向けての取り組みについて伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

介護予防とは、要支援・要介護状態になることを防ぎ、高齢者ができる限り自立した生活

を送りながら自己実現ができるよう支援する取り組みでございます。

具体的な取り組みとしては、介護保険被保険者全てを対象とした一次予防事業と、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者を対象に実施する二次予防事業がございます。

一次予防事業では、介護予防の考え方を普及啓発するための講演会、自宅で手軽に継続してできる運動を学んでいただく運動教室、自主グループの活動支援のため、介護度重度化防止推進員を講師として派遣し開催する出張介護予防教室を実施しております。

二次予防事業では、要支援・要介護状態となるおそれのある高齢者のうち、足腰の機能が低下した方を対象とした運動教室、口腔機能の低下や低栄養による栄養改善の必要な方を対象とした栄養・口腔教室を開催しております。また、運動教室では、教室終了後も運動の継続が図れるように、参加者同士で実施する自主グループ活動の立ち上げ支援も行っております。

今後も高齢者が要支援・要介護状態にならないよう、介護予防の普及啓発を図るとともに、高齢者自らが運動教室等を立ち上げ、地域に介護予防が広がるよう支援してまいりたいと考えております。

○角 麻子君

今、立ち上げてもらうというふうにおっしゃいましたけれども、今現在、どのぐらいそういうグループというか、立ち上がりがあるのか、把握されていますでしょうか。

○高齢者福祉課長（和田文夫君）

現在、私どもの把握しているグループは、12団体ございます。

○角 麻子君

今12団体ですか、継続的にそういうのは開催されているのでしょうか。

○高齢者福祉課長（和田文夫君）

ほぼ継続的に実施されておまして、曜日等を各グループにより決めて行っております。

○角 麻子君

ありがとうございます。

運動教室を行っているとありますが、これは市で行っているものですね。会場はどこのかと、あと、どのぐらい定期的にやっているのか、ちょっとその辺のところを詳しく教えてください。

○高齢者福祉課長（和田文夫君）

平成26年度の実績でございますが、一次予防事業の中の運動教室、これらについては市役所の中の保健センターと南部老人憩い家、こちらの方で行ってまして、年間で54回、両方で54回開催しておまして、延べ参加者は1千413人でございます。

あと、二次予防事業の方の運動教室がございますが、こちらは3教室、36回開催しておまして、延べ584人が参加しております。こちらの方も保健センターの方で行ってまいります。

○角 麻子君

ありがとうございます。市で行って、2カ所ということで、遠くに住んでいる方は、わざわざバスに乗ってまで通うというもの大変なことだと思うんですが、もっと地元に着したような小さい、細かくできるような、そういうことがあってもいいのかなと思います。

大体体操というのは、すごく持続が大事ということで、週1回はやるようにしていかないと、それが理想だというふうに聞いたことがあるのですが、そのためには、歩いて行ける身近な場所でやっていくというのが、すごく、それが気軽に市民が参加できる、継続していけるとと思います。ですので、なかなかあれですけれども、もっと会場を増やすということができればなと思います。これは要望ですけれども、その辺よろしく願いいたします。

次に、高齢者になると、かむ力・飲み込む力や味覚などの機能低下によって食事量が減少し、低栄養状態になることがあります。

そこで質問です。②食育について、特に高齢者に対しての取り組みを教えてください。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

高齢期になると、おいしさを感じる五感の衰えや、口腔機能の低下、身近な人の死や、ひとり暮らしになることなど、環境の変化から食が細くなり、低栄養状態に陥りやすくなります。低栄養状態は、筋肉や内臓などの働きが衰えて、毎日を活動的に過ごせなくなり、免疫力が低下して、感染症などにもかかりやすくなります。

このような状況を予防するため、市では、毎年、栄養・口腔教室を開催しております。平成26年度の実績は、1教室、全8回、延べ180人が参加しました。この教室では、低栄養になるメカニズムやその対策、効率的に栄養補給するために欠かせない口腔機能の維持についての講義や、低栄養による困りごとを解決するための個別相談などを行っております。

今後も、管理栄養士、歯科衛生士による栄養・口腔教室や、運動教室のほか、さまざまな機会を通じまして高齢者の健康増進に取り組んでまいりたいと考えております。

○角 麻子君

ありがとうございます。高齢者になると食事づくりに関して、買い物に行けない、一人分の食事づくりは面倒だ、品数が少ない、好きな食べ物ばかり食べてしまう、いつも同じ食材で同じ食事をつくって単調な食事になるなど、問題が生じることがあります。

食事は命の源です。食事を楽しむこと、規則正しく食べること、さまざまな食材を使った料理を食べること、これらは健康長寿に密接に関わってくることです。食の自立支援の充実にさらに力を入れていただければなと思います。

食事を一人で食べるお年寄りも非常に増えていると思いますが、今、栄養とか口腔教室とかそういうことですけれども、食事ということに対しての支援というか、サービスとかそういうものが、市としては何かありますでしょうか。

○高齢者福祉課長（和田文夫君）

配食サービス事業といたしまして、高齢者のみの世帯に、健康保持と安否確認を目的に週1回、昼食を配達する事業を実施しております。実施状況でございますが、平成26年度、

世帯数が125世帯、実人員で154人の方に配食サービスを利用していただいております。

○角 麻子君

ありがとうございます。今後もよろしく願いいたします。

では、次の質問に進みたいと思います。

厚生労働省の推計によると、10年後の2025年には認知症の人が約700万人に達し、2012年の462万人から1.5倍に急増する見通しです。65歳以上の高齢者の5人に一人以上が認知症になるということです。今後、認知症高齢者を地域でどう支えるかは、社会でも大きな課題となっております。

そこで、質問させていただきます。③認知症予防について伺います。本市での取り組みについて教えてください。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

認知症は誰にでも起こり得る脳の病気であって、85歳以上の4人に一人がその症状にあると言われております。

認知症は、一旦発症すると完治することは見込ませんが、運動や食事などの生活習慣に気を配ることで、発症や進行をおくらせることが期待されます。具体的な予防方法としては、ウォーキング等の有酸素運動、脳トレーニング、ゲーム、新聞・雑誌を読むなどが挙げられ、このほか、人と話をしたり、一緒に趣味を楽しんだり、人と交流を持つことも、認知症予防に効果的だと言われております。

市では、このような予防方法を日常生活でも取り入れられるよう、認知症サポート医による講演会の開催、高齢者学級・シニアクラブでの講話の実施、介護度重度化防止推進員を講師として派遣する出張介護予防教室の開催を実施しております。

また、認知症になっても住みなれた地域で生活していけることの支援としては、認知症を正しく理解していただくための認知症サポーター養成講座の開催や、認知症高齢者等を抱える家族交流会を開催しております。

今後も、高齢者の増加に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれることから、予防に関する情報提供を積極的に実施し、認知症になっても住みなれた地域での生活が継続できるように、認知症の正しい理解の普及啓発や介護者への支援を充実させていきたいと考えております。

○角 麻子君

今、サポーター養成講座を行っているとお聞きしましたが、年間どのぐらいの回数をやっているのか、教えてください。

○高齢者福祉課長（和田文夫君）

認知症サポーター養成講座の開催状況でございますが、平成26年度は10回開催しております、受講者は231人でございます。

○角 麻子君

今年度はもう開催はされているのでしょうか。

○高齢者福祉課長（和田文夫君）

今年度でございますが、8月までの累計しか持っていないのですが、サポーター養成講座、こちらの方が3回開催で、受講者数が53人となっています。

○角 麻子君

去年は10回、今年がまだ3回ということで、ちょっと減っているような気がするのですが、けれども、どうなのでしょう。今後はまだ10回程度やっていく予定ですか。ありがとうございます。

認知症になる一歩手前の軽度認知障害の症状、MCIという状態があります。それは、認知機能、記憶、決定、理由付け、実行などのうち1つの機能に問題が生じているけれども、日常生活には支障がないという状態のことを、MCIです。

この状態のまま放置すると、認知機能の低下が続いて、5年間で約50パーセントの人が認知症へと進行するそうです。先ほど言いましたように、さまざまな運動やコミュニケーション等で進行をおくらせることができることがわかっています。そのため、MCIの段階で認知機能の低下にいち早く気づき、予防対策を行うことで症状の進行を阻止することはとても大切なことだと思います。

このMCIになっているかどうかの簡単なチェック方法があるようなのですが、本市ではそのようなMCIのチェックというのは行っているのでしょうか。

○高齢者福祉課長（和田文夫君）

まだ、ちょっと行っていないという状況でございます。

○角 麻子君

10項目ぐらいの簡単なチェックで、ある程度のことかわかるということだそうなので、ぜひ、それをチェックすることによって、自分がどういう状態なのか、それによってさまざまな食い止める運動を自ら行っていくという、すごく大事なことではないのかなと思いますので、今後、MCIのチェックをぜひとも導入していただければと思います。

さらなる認知症の正しい知識と理解を深める普及啓発や、認知症予防の取り組みを今後も力を入れていただけるようお願いをして、私の質問をこれで終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（加藤 弘君）

以上で公明党、角麻子議員の個人質問を終了します。

次に、公明党、服部雅恵議員の個人質問を許します。

○服部雅恵君

公明党の服部雅恵でございます。

通告に従いまして、順次ご質問させていただきます。

質問事項1、活力あふれるまちづくり。

要旨（1）ふるさと納税について。

最近、マスメディアによる報道では、「ふるさと納税制度」が詳細に紹介されています。

特にテレビでは、全国の各市町村のお得な農産物、海産物、畜産物などを、具体的に人気のある特産品などがもらえて、大変にお得な制度であるなどと紹介をされています。また、インターネットでも、お得な特産品を効率よく探すためのサイトなども立ち上がっています。本市でも、八街市総合計画2005に基づき、「落花生の郷やちまた応援寄附金」制度を設け、少しずつ寄附金の総額も増えていることは承知しております。お礼の品も14種類と増えてきています。

そこで、①としまして、現在、ふるさと納税の現状はいかがか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本年度の「落花生の郷やちまた応援寄附金」につきましては、総務省のふるさと納税制度の拡充の効果もございまして、本市におきましても、寄附の件数は大幅に増えております。平成27年10月末現在の状況を申し上げますと、申込件数は294件、受領金額は約316万円となっております。参考までに、前年同月では、161件、235万円でありましたので、申込件数で約1.8倍の増という、大変多くの方々から応援をしていただいたところでございます。

○服部雅恵君

ありがとうございます。それは大変な成果だなと思って、うれしく思います。

そうした中で、茨城県石岡市に、昨年度寄せられた寄附金の総額は2億円を突破したそうです。制度が始まった2008年度は3件、9万円だったそうです。特産品の見直しを重ね、今では59品目の品をそろえているそうです。

本市でも今後、このお礼の品をさらに増やすお考え等はあるのでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

先ほど議員さんの中に14品目ということで、これも先般、「ジンジャーエールやちまた」ですとか「やちまた誉」とか、こういったものを新たに追加して14品目。スイカは期間限定ではございますけれども、スイカを入れますと15品目ということになっております。今後も、いろいろな方のご協力いただいた中で、こういったお礼の品につきましては、充実させていきたいというふうに考えております。

○服部雅恵君

ぜひ、今後も充実をお願いしたいと思います。

それで、このふるさと納税は8つの施策を選べるということです。そういう中で、どの施策を選ぶ方が多いのかというのは、わかりますでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

申し訳ありません、今はデータを持ち合わせていないのですが、市の自由にお使いくださいというのが、かなり多かったというふうに、私は記憶しております。

○服部雅恵君

その寄附の方の意向が十分に反映されるということが、とても大事なことだと思いますの

で、よろしく申し上げます。

それで、例えば寄附をしてくれた方へ、こういうふうに使わせていただきましたというようなご報告とかというのはあるのですか。

○総務部長（武井義行君）

特に寄附をいただいた方、個々に対して、こういった形でという結果につきましては、ご報告していないのが現状ですけれども、今後、ある程度一定の期間を持ちまして、広報等ですとかホームページとかで、こういった形で活用しましたということは、周知してまいりたいと考えております。

○服部雅恵君

本当に八街市にお金を納めてくれるわけですので、それで、こういうふうに使わせていただきましたというお答えがあると、寄附のし甲斐があるなという感じがいたしますので、今後検討していただきたいと思います。

また、最近では、体験型の特典を付けるという自治体も増えています。鳥取市では、鳥取大砂丘でのパラグライダー体験、静岡県賀茂郡の西伊豆町では、スキューバダイビングのライセンス取得の特典、山形県最上郡の真室川町では、1日町長体験、青森県つがる市では、りんごの木の一枝オーナーになれる特典等々、各自治体はいろいろな工夫をされています。

そこで、②といたしまして、本市でも「体験型」の特典を取り入れてみてはいかがか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在、「落花生の郷やちまた応援寄附金」に寄附をしていただいた方へ、落花生やお茶、スイカやニンジンジュースなどの本市の特産品を、お礼としてお送りしております。今年度、八街商工会議所のご協力によりまして、新たに、「やちまた誉」や落花生を使用したお菓子など4品目を加えたところでございます。さらに、11月からは、八街商工会議所の飲食業部会が開発し、市内の飲食店が季節限定で提供してございました八街産ショウガを使用した「ジンジャーエールやちまた」が、このたびボトルタイプとして商品化されましたので、お礼の品として加えることができましたところでございます。

今後も、より多くの方々から応援をしていただけるよう、本市の魅力あるさまざまな特産品を取り入れてまいりたいと考えておりますので、ご質問の体験型の特典につきましても、他自治体の取り組みなどを研究し、検討してまいりたいと考えております。

○服部雅恵君

先ほども、八街はせっかく農業の土地ということで、農業体験、落花生体験は大変に喜ばれているというお話も市長の方からございましたので、ぜひ、その辺を積極的に利用できたらなと思いますが、もう一度、ご答弁をお願いいたします。

○総務部長（武井義行君）

体験型、これは八街市もいろいろな農作物の掘り起こし体験とかいろいろ考えられると思

いますので、その辺は積極的に考えてまいりたいと思います。

それから、先ほどご質問のありました政策に対していろいろご希望いただいているということで、実は今年7月末までの集計でございますけれども、613件の寄附があった中で、「指定を行いませんよ」というのが、295件で圧倒的に多いのですが、その次に多かったものが、「健康と思いやりにあふれる街づくりに使ってください」というのが、2番目に多かったという状況です。

それと、あわせましてお礼のお手紙、これを市長の直筆のサインで皆様にお送りしていると、ご報告させていただきます。

○服部雅恵君

ありがとうございます。とても丁寧な対応でうれしく思います。これからも、ぜひこちらの活性化の方をよろしくお願いします。

続きまして、質問事項2、郷土を愛するまちづくり。

要旨（1）郷土資料館について。

郷土資料館は、郷土の開拓の歴史や郷土の文化などをさまざまな資料によって学び、先人の労苦などを知り、郷土愛を育む場であり、大変重要な施設です。本市の郷土資料館も、今、企画展「八街の戦国時代」を開催しており、さまざまな展示、子どもたちの体験コーナーもあり、大人から子どもまで楽しめる内容となっておりますが、市民の皆さんから、資料館の場所がわかりにくい、せっかくすばらしい展示をしているのにプレハブではもったいない等の声をたくさんいただきます。

そこで、①郷土資料館の現在の利用状況をお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

郷土資料館は、昭和62年の開館以来、市民の方々から寄贈していただいた農具や民具をはじめ、発掘調査によって得られた考古資料など、各種資料を展示してまいりました。

平成13年からは、企画展を開催し、調査研究で得られた成果を常設展に盛り込んで、常設展の内容の充実を図っております。

郷土資料館の利用状況につきましては、開館した昭和62年度では701人でしたが、平成24年度には3千51人、平成25年度には3千461人、平成26年度には3千391人に、漸増傾向にあります。

来館者層につきましても、子どもから大人までと幅広くなり、市内在住の方だけではなく、千葉県内各地や関東地方各地から見学に来られる方も増加しております。

○服部雅恵君

ありがとうございます。

来館者も増えているということですが、さらに今後利用者を増やす対策はいかがか、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

利用者増の対策としては、企画展の開催と内容の充実、常設展の内容の充実、学校教育との連携を柱として事業を進めております。

企画展につきましては、利用者の興味を引くテーマを検討し、さまざまな工夫を行った展示を実施し、初心者にもわかりやすい展示に心がけているところでございます。

常設展につきましては、企画展の調査研究で得られた成果を活かして、常設展の充実を図ることにより、リピーターの方々に常に新鮮な印象を持っていただくように努めております。

学校教育との連携につきましては、小学校3学年で学習する「まち探検」や「昔の道具」の授業だけではなく、「郷土の偉人」や「日本の歴史」の授業においても、郷土資料館を利用していただけるよう一層働きかけてまいります。

また、館内には、体験コーナーを設置して、子どもたちに遊びながら歴史に触れていただけるようさまざまなメニューを用意しており、夏休み前には、学校に体験コーナーのポスターを掲示することにより、利用者の増加を図っておるところです。今後もさまざまな企画を行うなど、一層の努力をしてまいりたいと考えております

○服部雅恵君

ありがとうございます。私も何度か行かせていただいたのですが、本当に丁寧に説明をしていただき、いろんな工夫がなされております。いろんなスイッチにしても、買うと高いので、作りましたということで、本当に職員の方が頑張っているというの、よくわかります。

今、小学生が、3年生の授業ですか、来館するとおっしゃっていましたが、全学校が資料館へ来られるのでしょうか。

○教育次長（吉田一郎君）

団体見学につきましては、平成26年度の場合でお答えいたしますと、実住小学校が3回、二州小学校1回、笹引小学校1回、川上小学校1回、八街北小学校1回になってございます。

○服部雅恵君

ほかの学校は、今後、予定とかはあるのでしょうか。

○教育次長（吉田一郎君）

平成27年度につきましては、申し訳ございませんけれど、私の方ではちょっと資料を持ってございませんので、申し訳ございません。

○服部雅恵君

職員の方が、出前で学校に出張して授業をするということも伺ってきたところですが、やはり、そこに来ている色々な物に触れるということで、また興味もわくのかなと思いますので、ぜひ全学校が来られるように働きかけていただきたいということを、ご要望したいと思います。

続きまして、③として、改築、移転の計画はあるのか、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

郷土資料館の建物につきましては、昭和61年度に軽量鉄骨ブレース造で建築されて以来、29年が経過し、建物の老朽化が進んでおります。平成19年度に屋根の改修はしたものの、さまざまな箇所では改修が必要となっております。郷土資料館の建物につきましては、今後、財政状況を鑑みながら、改修だけでなく、改築、移転を視野に入れた根本的な対応を検討する必要があると考えております。

○服部雅恵君

やはり、本当に郷土の文化を学ぶということでは、本当にもったいないかなというのがありますので、ぜひ、今後それも考えていただきたいと思います。

今、小学生の授業のことはお伺いしたのですが、中・高校生に対する体験学習とかボランティア等は行われているのか、お伺いいたします。

○教育次長（吉田一郎君）

中学生におきましては、職場体験でございますけれども、郷土資料館で活用いただいた事例がございます。

○服部雅恵君

高校生は何もされていないということでしょうか。

○教育次長（吉田一郎君）

高校生につきましては、職業体験等ということではないのですが、今年につきましては、企画展の方に女子高校生等が来館されているというふうな話を聞いてございます。

○服部雅恵君

できたら、そういうボランティアとかも、これから未来を担う子どもたちですので、いろんなことに興味を持って、またそういう中からすばらしい人材が出ていくのかなと思いますので、そういうことも視野に入れて、今後、検討していただけたらと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、質問事項3に移ります。子育て支援について。

要旨（1）児童虐待について。

ここ数年、児童虐待のニュースが後を絶ちません。先日も、生後16日の赤ちゃんを、ゲームがしたいとの理由でゴミ箱に入れ、窒息死させるという痛ましい事件がありました。

厚生労働省の発表によると、2014年度に都道府県や政令市などの児童相談所が対応した児童虐待の件数は、8万8千931件。前年に比べて20.4パーセント増加で、1990年度の調査以来、24年連続で過去最多を更新しています。

増加の理由としては、児童虐待への意識が向上し、より多くの相談が寄せられるようになったことが一因として挙げられます。しかし、一方で、虐待そのものが増えている可能性が指摘されています。最近では、心ない言動や無視、差別などで子どもの心を傷付ける「心理的虐待」が、増加傾向にあります。

公明党は、これまで一貫して児童虐待防止対策に取り組んできました。2000年に公明

党のリードで成立した「児童虐待防止法」では、児童虐待の定義を決め、虐待発見時の通告義務を明確にしました。また、2007年の改定では、児童相談所の安全確保が義務化、立入調査権限も強化されました。

今年7月から、児童相談所全国共通ダイヤルが三桁の番号になりました。「虐待かと思ったら（いち早く）189番」、この見出しの隣に不安げに見詰める赤ちゃんの横顔。従来の番号は十桁でしたが、「覚えやすい番号を」との声を受け、公明党の提案により、今年7月から三桁の「189」番が導入されました。

そこで、①番目としまして、本市の児童虐待の現状はいかがか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

児童虐待につきましては、現在、家庭児童相談室において、さまざまな虐待の通告や相談を受けているところでございます。

平成27年度に家庭児童相談室において受理した通告・相談件数は、10月末現在で、虐待に関わるものにつきましては78件で、内訳としては、ネグレクトが18件、心理的虐待が43件、身体的虐待が14件、性的虐待が3件となっております。

児童虐待につきましては、八街市要保護児童等対策地域協議会を設置し、児童相談所、警察、保健所、社会福祉協議会、医師会、民生委員・児童委員協議会及び市役所の関係各部署と連携を図りながら、早期に発見、防止に努めております。

○服部雅恵君

虐待の背景には、親の孤立や経済問題、産後うつ、望まない妊娠など、さまざまな要因が考えられます。

以前質問したときに、こんにちは赤ちゃん事業ということで、ほぼ100パーセント近くのお母様に会えているというお話だったと思うんですけども、今の現状としてはいかがか、わかりますでしょうか。

○市民部長（石川良道君）

数字としては持ち合わせておりませんが、赤ちゃん訪問事業については、例年どおりといたしますか、順調に行われてきているというふうに認識しております。

○服部雅恵君

ありがとうございます。本当に会って顔を見て話すということが大事だと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

今、市長の方からも要保護児童協議会ということでありましたが、本市として、②早期発見のために、ほかにいろいろな取り組みをとっているのはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

児童虐待につきましては、虐待につながるような育児への不安などを、新生児訪問や乳幼児健診などの機会を活用して、子どもが幼い頃から気軽に相談できる体制を整えることで、虐待の未

然防止を図るとともに、早期発見に努めております。

虐待を受けたと思われる児童を発見した方は、速やかに通告する義務があること、通告は匿名性が確保されること、通告は虐待者である保護者の支援につながることなど、虐待通報に関する意識を高めるように、広報、啓発活動により、周知を図っております。

○服部雅恵君

ありがとうございます。11月は児童虐待防止月間ということで、先ほどのこういうものも配ったということも聞いております。いろんな周知徹底をされているということはよくわかりました。

乳幼児健康診査なんですが、受けていない方の把握はしておられますでしょうか。

○市民部長（石川良道君）

健診時での発見ということのようですけれども、いろんなそういう機会の場を捉えて、異変というか状況を察知するなり、あるいはその相談を受けていくというふうなことで、相談を受けるといふか、そういう機会は行われているといふか、確保されているところでございます。

○服部雅恵君

すみません。乳幼児健康診査を受けに来ないお母さんというのは、いらっしゃるのでしょうか。

○市民部長（石川良道君）

以前に、その健診との関係でどうなのかというのがあったのですけれども、かなり丁寧に、個別の連絡をとるような努力というのは最大限やっておりますけれども、以前も100パーセントではなかったというふうなお話もありましたけれど、ほぼ100に近いような形での対応はとられているというふうと考えております。

○服部雅恵君

ありがとうございます。

今、親子サロンひまわりが開設されて、とても人数も多く、いつも相談できる方がいるということで、これはとてもいいことだと思っております。

そういう中でも、いろんな相談を受けるといふことも伺っております。そういうところに来られるお母さんはいいのですけれども、さっき言ったように、孤立してしまったりとか、健康診査にもなかなか来られないと、そういう方をどうしていくかということが、一番大事なところかなと思うんですが、今後、親子サロンのようなところを増やしていくようなお考えとかは、いかがでしょうか。

○市民部長（石川良道君）

親子サロンの増設というふうなお話もございますが、研修といいますか、一般の市民向けの研修の機会をつくっていくというところで、今年は、その前段として市児童員が中心となった形で、市児童員の女性児童対策部会の研修会、あるいは市の要保護児童等対策地域協議会の代表者会議、こういうところで、神奈川県茅ヶ崎市が開発したようですけれども、「ど

ならない子育て練習法（そだれん）」というのですが、そういうのを実施したと、そういう研修会を設けたということで、子育てにあたって、子どもを「ほめる」あるいは「しかる」といったしつけが非常に大事なわけですけれども、親自身が褒めたり叱ったりという、そういう経験がないまま大人になるというふうな、そういうことも少なくないというふうな中で、親の負担感あるいは親子関係の問題、あるいは子育ての不安等の要因となるということで、児童虐待の要素になっているのではないかというふうに言われております。

そういう中で、今申し上げた「そだれん」の研修会のようなものを、平成28年度は一般市民向けに開催できないかというふうなところで、検討はしていきたいというふうにご考えております。

○服部雅恵君

ありがとうございます。

各地域でも、子育てサロンとかいろいろなことで、地域で応援してくださる団体もたくさんあります。また、そういうところで、なかなか遠くには来られなくても自分のそばだったら、ちょっと行って、ちょっとほっとできる場があるとか、そういうことでも、大分お母さんたちの心理的負担がなくなるのかなと思いますので、その辺も検討をお願いします。

最後に、これはちょっと前に質問したことがあるのですが、子育て応援メールです。今、地域開放をしていますよというようなことは、メールで来ますけれども、例えばいろんな情報をメール配信するような、こんなことを困っているということをメールで、今はメールをしないお母さんはいませんので、ちょっといろんな情報を配信、そういうのは今後お考えはいかがでしょうか。

○市民部長（石川良道君）

子育ての応援メールですか、そういう情報提供については、いろんな媒体を使って可能な限り広めていけるようにしていきたいというふうにご考えております。

○服部雅恵君

ありがとうございます。なかなか外に出られない、そういうところに来られないお母さんにスポットを当てて、一人でも虐待を減らしていただきたいと思いますので、今後ともご検討のことをよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤 弘君）

以上で公明党、服部雅恵議員の個人質問を終了します。

次に、誠和会、山田雅士議員の個人質問を許します。

○山田雅士君

誠和会の山田雅士です。

通告に従いまして、順次質問をしていきたいと思っております。

私は、今回、子どもたちの教育について、そして道路問題について、この2点を質問させていただきます。

八街市は青少年健全育成都市を宣言しており、北村市長、加曾利教育長のもと、職員一丸となってこの健全育成都市に尽力をしているところでございます。その中で、平成9年に幼・小・中・高連携教育の推進を全国に先駆けて行い、今もこの取り組みをそれぞれの学校あるいは地域の諸団体で推し進めているところでございます。そういった子どもたちの教育についての部分で質問させていただきます。

では、要旨1(1)視聴覚教材センターについて。

①視聴覚教材センターの利用状況について。

②視聴覚教材センターの整備状況について。

(2)教育問題について。

①不登校児童・生徒の現状と課題について。

②不登校児童・生徒の今後の対策について。

③夏休みにおける少年少女交流会の現状と今後の方針について。

続きまして、道路問題についてですが、八街市の道路には、歩道整備されている道路が少ないと感じております。歩道を整備するには、予算と地権者の理解を得る必要があります。用地交渉が難しいケースが多くなっているとお聞きします。しかしながら、特に小・中学生の登下校時には、歩道のない道路の隅を歩いている児童・生徒を見かけると、歩道がない上に道幅も狭く大変危険だと感じております。

そこでお伺いします。(1)通学路の整備について。

①通学路の現状と今後の整備について。

②グリーンベルトの整備状況と今後の課題についてお伺いします。

ご答弁、よろしく願いいたします。

○市長(北村新司君)

初めに、質問事項2、道路問題について答弁いたします。

(1)①ですが、小・中学校のPTA等からの要望については、現在までに市道の関係で72カ所、国・県道分は11カ所であり、そのうち市道に関しては、23カ所の対応は既に完了しており、国・県道分につきましては、管理している印旛土木事務所に報告し、対応をお願いしているところでございます。

歩道の整備状況といたしましては、市道223号線や市道文違1号線の富山十字路から大関寺下までと、市道四木28号線などの歩道整備が完了しております。

今後の歩道整備につきましては、市道210号線や市道一区50号線などの拡幅工事を、補助金等を積極的に活用しながら、事業を進めてまいりたいと考えております。

次に②ですが、グリーンベルトの整備につきましては、現在ある道路幅員で対応できる歩行者への安全対策として、歩道が整備されていない駅周辺地区の道路や、小・中学校周辺の通学路などを優先的に整備を行っております。

現在までの整備状況につきましては、八街東小学校付近の市道一区39号線や、川上小学校周辺の市道114号線、八街駅南側周辺など、約3キロメートルを整備しております。

今後につきましては、路肩幅が狭い道路が多いことから、側溝上にグリーンベルトを設置する箇所や、車道幅を狭くする必要がある箇所などが多いことから、交通規制などの要件等もありますので、関係機関と協議、検討し、歩行者の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○教育長（加曾利佳信君）

初めに、質問1、子どもたちの教育について答弁いたします。

(1) ①ですが、視聴覚教材センターは、視聴覚教育を推進し、学校教育及び社会教育を充実し、市民の文化向上に資することを目的として設置されております。

当センターの過去3年間の利用実績につきましては、平成24年度は177件、平成25年度は149件、平成26年度は162件の貸出実績がありました。昨年度は前年度と比較して13件増加しましたが、貸出件数は年々減少傾向にあります。

平成26年度の貸出先の内訳ですが、社会教育関係団体への貸し出しが86件、学校・教育機関への貸し出しが51件、市行政機関への貸し出しが25件となっており、割合としては社会教育関係団体と学校教育機関への貸し出しが全体の8割、市行政機関への貸し出しが2割程度となっております。

貸出機材の状況につきましては、研修会や映画上映会に利用するための小型プロジェクターと投影スクリーンなど関係品目の貸し出しが全体の9割以上を占めております。

利用見込みとしましては、例年開催される研修会や上映会など、今後も継続した利用があるものと考えております。

次に、②ですが、視聴覚教材センターの機材の整備状況につきましては、現状ある機材の維持管理が主なものとなっており、故障等により使用不能となるなど機材に欠損が生じた際に、同等の機材を補充する考えでおります。

教材の購入状況につきましては、年間予算の範囲内で、学校教育用教材及び生涯学習用教材などDVD10タイトル程度の教材を購入しています。

学校教育用教材の選定方法につきましては、市内8小学校、6保育園、社会教育課及び学校教育課に、当年度購入教材の希望調査を実施し、学校現場で活用できる内容の教材を選定しております。また、生涯学習用教材は、上映会を実施している団体等の意見を踏まえ、生涯学習用教材を選定しております。

次に(2) ①ですが、10月末の不登校欠席児童・生徒は、小学校で0.81パーセント、中学校で4.04パーセントです。これは昨年度と比べ、小学校で0.29パーセント、中学校で0.26パーセントの増加となっております。10月末現在で、既に平成26年度末の県平均を超えており、依然としてその割合は高い状況です。

不登校の態様といたしましては、小学校・中学校ともに問題行動調査の項目の中の、「無気力」が一番多く、「不安などの情緒的混乱」がこれに続きます。また、小学校では見られない、「遊び・非行」が中学校で3番目になることが特徴です。

課題といたしましては、総件数が多い状態が続いており、きめ細やかに対応する学校や担任の負担が大きくなることが挙げられます。現場では、まず、児童・生徒がなぜ不登校にな

っているかの一人ひとりの見立てを行います。その上で対応策を考えていくことが大切です。長期にわたり、現状をつかみながらの対応には多くの時間を費やしているのが現状です。

また、本市では、他機関との連携が必要な場合も多くあり、ソーシャルワーカー的な役割を求められたり、カウンセラーのような専門性の高い職員の対応が必要であったりする場合があります。一人ひとりの子どものために、現状の中で、どのような資源を組み合わせればよいのか考えて、多くの力を有効に結集していくのが課題です。

次に②ですが、不登校への対応策としては、次の3点を取り組んでまいりました。

1点目は、未然防止の取り組みとして、各学校において、「魅力ある学校づくり」を推進しております。「魅力ある学校づくり」とは、学校を「自己有用感の持てる場」「主体的に学習できる場」とすることです。

具体的には、各校では、「学び合い」や「アクティブ・ラーニング」をキーワードとした児童・生徒を学びの中心とした授業づくりに取り組んだり、児童・生徒に学校生活の中で役割を持たせ、行事や部活動に主体的に取り組ませる工夫をしたりしております。そのことで、児童・生徒の登校への意欲を育てております。

2点目は、不登校児童生徒に対する早期対応です。各小・中学校の要請に応じ、訪問担当の学校教育相談員を派遣しております。さらに、児童・保護者・教職員の相談を行うため、スクールカウンセラー未配置校である小学校6校にも、年2回市カウンセラーによる巡回相談を行っています。また、教育相談の充実を図るために、今年度より相談専門ダイヤルを開設し、必要に応じてカウンセリングにつなげるようにしています。

3点目は「連携と状況に応じた支援」です。家庭支援の必要な不登校児童・生徒につきましては、市長部局、民生委員、主任児童相談員及び関係諸機関と連携し、対応しております。

一方、八街市教育支援センター「ナチュラル」では、不登校児童・生徒の居場所づくりとともに、「学ぶ楽しさ」「活動する楽しさ」を少しずつ体感させるようにしております。また、家庭訪問担当学校教育相談員、各中学校の校内適応指導教室、各学級等が連携し、学校復帰につながるように支援しております。

現在行っている手だてにつきましても、検証しながら、今後も、不登校を作らない学校づくり、不登校の解消に向けて、取り組んでまいります。

次に③ですが、青少年相談員が主体となって実施している青少年交流会は、平成26年度からは、夏休みだけでなく通年事業として開催しております。平成26年度は、小学校や地域のコミュニティセンターなどを会場として、11会場で開催し、1千268人の幼児・児童に参加いただきました。また、今年度は9会場で、映画会、体験活動、アドベンチャーゲームなどを開催して、参加した約1千人がお互いに交流を深めております。

今後も教育委員会と青少年相談員の共催事業として、お互いに協力しつつ、子どもたちが楽しく参加できるように工夫をしてまいりたいと思います

○山田雅士君

ご答弁ありがとうございます。

では、幾つか最質問をさせていただきます。

まず、(1)の視聴覚教材センターについて、その利用状況についてですが、先ほど年々減少化傾向にあると、教育長の方からご答弁がありました。この視聴覚教材センターの利用に関しては、現在、どのような状況で利用されている、あるいはその利用状況の周知についてはどのような方法をもって行われているのか、お聞かせください。

○教育次長（吉田一郎君）

周知ということでございますけれども、教育長が答弁しましたように、視聴覚教材につきましては、小学校、社会教育課、学校教育課に学校教育用教材の希望調査を実施し、生涯学習教材は利用団体の意見を参考に選定しております。このようなことから、ある程度の周知は図られているというふうに考えております。

○山田雅士君

では、先ほど利用団体の主な内訳として、社会教育関係が86件ということでしたが、その内訳としては、どのような団体が利用されているのでしょうか。

○教育次長（吉田一郎君）

学校教育機関といたしましては、図書館、公民館、学校教育課、各学校、または私立の幼稚園等が使われております。市行政機関としましては、防災課や社会福祉協議会、保育園等が使われております。

社会教育団体につきましては、青少年相談員さんや、ここでその他の出しているかどうかわかりませんが、市民カレッジさんとかパソコンクラブさんとか、そういう団体が使われております。

○山田雅士君

では、その利用している団体は、そういった視聴覚教材センターというのが利用できるということが既に周知されていて、それぞれの利用状況に応じて視聴覚教材センターに足を運ぶようになると思うんですが、こういった施設があるのに、なかなか周知されていないというのが正直な現状ではないかと思えます。私も自分の区で映画会を開催したことがあります。そのときに、こんなものがあるんだと、保護者の方から言われたりしたことがあります。

現在は図書館内でも、恐らくこういった視聴覚教材の映写会というか、そういう形で見られる状況はあると思うんですが、そういった映像の提供状況はどのようになっていますでしょうか。

○教育次長（吉田一郎君）

教育長答弁におきましては、貸出団体数の方でお答えしておりますけれども、教材関係の件数で申しますと、平成26年度教材として101件、平成25年教材として97件、平成24年教材として98件貸し出しをしております。

○山田雅士君

では、そういった作品なんですけれども、今後、新しい作品の追加、そういったことは検討はされていますでしょうか。

○教育次長（吉田一郎君）

平成26年度、27年度というところで、36万円という限られた予算の範囲での購入です。十分とはいかないことにご理解をいただきたいと思います。

平成26年度におきましては、社会教育用に6本、12万9千150円、学校教育用に3本、16万4千160円、生涯学習用に2本、6万6千690円、合計36万円というような決算になっております。

○山田雅士君

限られた予算の中で、いろいろ苦慮していただいて作品の充実というのを図られるとは思いますが、先ほど貸出件数が減少傾向にあると言われましたように、映画会を主催している団体やその方たちから、どうしても、なかなか魅力ある作品が少ないと。どうしても子どもたちを対象にやるには、もちろん視聴覚教材センターですので教育目的というのが主になるのは間違いと思いますが、その子どもたちを来場させるために、子どもたちの興味を引き付ける作品も欲しいと、そういった意見も上がっております。せっかく映画会をやるなら多くの子どもたちを呼びたいと、そういったことを意見として耳にします。

今後、作品の質の部分でのさらなる充実というのをご検討いただけるかどうか、お聞かせください。

○教育次長（吉田一郎君）

先ほどもご答弁いたしましたように、この購入にあたりましては、社会教育課、学校教育課において学校教育用教材の希望調査を実施していると、また、生涯学習教材については、利用団体の意見を参考に、ここを選定しているということでご理解いただきたいと思います。

○山田雅士君

ありがとうございます。

これは、(2)の教育問題についての青少年少女交流会ともちょっと関わってきますが、青少年相談員で主催しているこの交流会ですが、実は年々映画会をやる比率が減ってきております。それは各学区で相談員が、映画会でもなかなか人が集まらないので、独自で企画を考えたりということで、それはもちろん頑張っているのですが、中には、映画会を強く求められる地区等もありますので、今後、そういった映画会を継続するにあたって、より一層、作品の充実を望みます。

では、続きまして、教育問題についての再質問を行います。

先ほど不登校の生徒の現状について教育長からお話がありましたが、その中で、引きこもり等の生徒、そういった生徒たちの行き場として、ナチュラルというのを挙げられましたけれども、現在、そのナチュラルの利用状況はどのようになっていますでしょうか。

○教育次長（吉田一郎君）

ナチュラルにつきましては、決まった数で運営されているわけではなくて、体験でみえられる方もいらっしゃるし、卒業して学校に戻られるという方がおりますので、今現在何人だというふうなことは、大変申し訳ございませんけれども、お話しできない状況でございます。

○山田雅士君

でも、そのナチュラルで過ごすことによって、学校に復帰したという例もあると先ほど言われたのですけれども、じゃあ、具体的にどれぐらいの児童が復帰できたとか、そういったことは、数としては上げられますでしょうか。

○教育次長（吉田一郎君）

たしか、平成26年度においては二人程度だったと覚えておりますけれども。

○山田雅士君

ありがとうございます。今後もそういった施設の利用で、学校に復帰できる生徒が増えることを望みます。

そして、また不登校児童の中には、残念ながら問題行動を引き起こす生徒も、市内ではいるのも事実です。そして、そういった生徒たちが、特に夜間、そういった時間帯に行動する生徒等も、現状では多く見受けられるようになってしまったのですが、そういった生徒たちの問題事例等は把握されていますでしょうか。

○教育次長（吉田一郎君）

警察等の方に関係した児童・生徒につきましては、全て教育委員会の方で把握しております。

○山田雅士君

そうですね。実は私の住んでいる富山区の近くのコミュニティセンターでも、深夜にそういった未成年の中学生グループが活動して、コミュニティセンターに被害が出てしまったと、そういうこともあり、防犯カメラを設置する事態になった。あるいは同じ富山区内の空き店舗で、そういった問題行動を起こす生徒たちがたむろしてしまい、建物等に破損ができた、そういう被害の報告も受けております。

もちろん、こういった住民たちが被害に遭うのも問題ではあると思うのですが、逆に生徒たちが、そういった時間帯に活動することによって被害に遭ってしまう。今年の夏には未成年の中学生、小学6年生が夜中に徘徊して、携帯電話等もつながらなくなってしまい、最終的には命を落としてしまったと、そういう悲しい事件もありました。

八街市の生徒たちがそういうことにならないように、市全体が見守っていかなければならないと思うのですが、そういった役割を果たすのに、小・中・高の連絡協議会による校外指導というのを開催していると思うのですが、その校外指導の状況についてお聞かせください。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えします。

連絡協議会では、主に子どもたち、特に生徒指導、学校では生徒指導と言いますが、問題行動につきまして分析、そして調査して、対応も考えているところでございます。先ほどの巡回、巡視という点につきましては、八街市の祭礼の際が中心になるかと思えます。普段は、夜間の巡回等は教師等では行っておりません。

しかしながら、先ほど議員の方からお話がありましたように、夜中の徘徊等があります。

これは、今までのものを分析をしますと、全てが八街市の子どもたちではなく、他市町村の生徒と一緒に行動しているケースが非常に多くありますので、今、教育委員会としましては、教育委員会同士、そして警察との連携を非常に密にとり、広範囲な対応をしてございます。

市民からの1つ1つのケースのお話、そして警察からの話等、さまざまな分析をしまして、学校そして教育委員会で現在対応しておるところでございます。

○山田雅士君

先ほど教育長から、他市町村とのつながりということをおっしゃられました。先だっても、教育長の方から八街市の児童が他市町村でそういった事件に巻き込まれるという報告もありましたし、私が見ても、他市町村の問題行動を起こす生徒が八街市に来て、八街市の生徒と合流してちょっと行動していると、そういう部分も非常に見受けられます。ですので、これからは、一市町村だけではなく、他市との連携というのが非常に重要になってくると思いますので、そこの連携は密になるように、強くお願いしたいと思います。

先ほど私が出した校外指導の部分に関して、もう少しお聞かせ願いたいのですが、この校外指導に、どういった方が参加しているかはご存じでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

校外指導といえますと、非常に範囲は広く、各学校における校外指導も行っておりますし、教育委員会が音頭をとった校外指導もございます。そして、各学校にも見守り隊という地域の方々のお力で校外指導をしているケースもございます。さまざまな方がさまざまな部分で多くの視点で子どもたちを見守っておる、それが現在の校外指導でございます。

1つの例を挙げますと、学校では特に学期の始め終わりに校外指導を行ったり、大きな行事の前後にも校外指導を行ったりしておるところでございます。

今後も、教育委員会としましては、各それぞれの団体の協力を得ながら、手厚い校外指導に心がけていきたいなと思っております。

○山田雅士君

ちょっと私の方から参加者の例としてお話をさせていただきますと、各小・中学校、それと富里特別支援学校職員、それと保護司会の各支部、そして青少年相談員、少年補導員、警察署員、主任児童員、家庭児童相談員、安全安心担当官、それと社会教育課と学校教育課のそれぞれの職員の方ということで、こちらは年2回、夏と冬に各中学校区で集まって、各地区の危険箇所を回ったり、生徒の様子を見守るということを行っているのですが、こちらの方に自分も何度か参加させていただいたことがあります。

参加している青少年相談員だったり公務員の方だったり、そういった一般の人たちの意見としては、この開催時間が午後3時から4時半から5時ということで、この時間帯ですと、ちょうど生徒たちが中学校ですまだ部活をやっていたり、逆に生徒を直接目にするのがなかなか難しいということで、もしできるのなら、もう少し遅い時間にやりたいよねというように要望している方も、多くいらっしゃいます。

そうすることによって、より問題行動を起こす可能性のある生徒たちのいる可能性も高い時間にこれだけの人数、メンバーが集まって、そういった生徒たちの現状を見ることができるとなると、やはり有効かなと思うのですけれども、もちろん教職員の方、市役所職員の方がいらっしゃるのではなかなか難しいかとは思いますが、そういったことのご検討というのはどうでしょうか。

○教育次長（吉田一郎君）

校外パトロールの実施時間につきましては、その打ち合わせ会議等におきまして、事務局の方からご提案させていただくような方向でさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○山田雅士君

なかなかいろいろ条件は難しいかもしれませんが、参加する側の立場としては、せっかくやるのなら、もっとより生徒の実態を把握しやすいような時間帯に、毎回ではなくても、2回のうち1回とか、少しでもそういう状況の中で、これだけの団体の協力のもとでやればいいなという思いもありますので、ぜひご検討いただきたいと思っております。

以上、子どもたちの教育あるいは道路問題、さまざまな課題があると思っておりますが、少しでも状況がよくなるようお願いをしまして、私の質問を終了させていただきます。ご答弁ありがとうございました。

○議長（加藤 弘君）

以上で誠和会、山田雅士議員の個人質問を終了します。

お諮りします。本日の一般質問をこれで終わりにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

ご異議なしと認めます。

本日の会議はこれで終了します。

明日は午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

長時間ご苦労さまでした。

（延会 午後 3時44分）

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問